

2021（令和3）年度

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

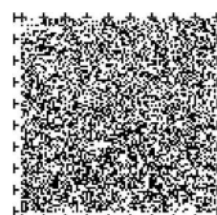
活動報告書



マスコットキャラクター「なごもん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2022（令和4）年6月



はじめに

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」は、令和2年1月14日に開設し、約2年半にわたり活動を続けてきました。本報告書は、令和3年度の「なごもっか」の活動をまとめたものです。令和3年度の初回相談件数は372件であり、そのうち子どもからの相談が185件でした。初回は大人からだったものの、その後子ども本人と話すことができた件数を含むと213件（約61%）でした。

「なごもっか」では、子どもの気持ちを聴き、その子にとって最も良いことを子どもとともに考えることを大切にしています。子どもが問題解決の主体となることができるよう対話を重ねながら、子どもとともに「解決イメージ」を共有できるようにすることを目指しています。

さらに、「なごもっか」は相談室として子どもや子どもに関わる大人の相談を受け子どもにとっての解決を目指す活動のみにとどまりません。一見すると、子どもから寄せられる一つひとつの相談は違うようでも、それらの集積から子どもを取り巻く制度や社会構造上の課題が見えてきた場合は、制度改善に向けて働きかけることも「なごもっか」の重要な役割だと認識しています。「なごもっか」は、子どもの権利条約そして、なごや子どもの権利条例が子どもたちへの約束事として果たされているのかを注視しています。

本報告書では、「相談から見えてきた課題」として、教員等による不適切対応について記載しました。さらに、文部科学省に設置された生徒指導提要の改定に関する協力者会議に提出した「生徒指導提要の改訂に関する意見書」についても記載しました。また、子どもの権利を子どもをはじめ、子どもに関わる大人に伝えていくための権利の普及啓発活動にも力を入れて活動したことも記載しました。

名古屋市では「子どもの権利擁護委員制度」とよばれる「なごもっか」の役割は、他の自治体では、「子どもの人権オンブズ」や「子どもオンブズパーソン」と呼ばれたり、「子どもの権利・相談救済機関」等と呼ばれ、子どもオンブズワークとして位置づけられるものです。こうした機関は全国では38自治体にしかありません（令和3年度末時点）。

子どもオンブズワークでは、子どもを「救済の対象」とするのではなく、問題解決の主体として位置づけることを基本とします。そして、子どもとの対話の中で、子どもが望めば子どもの代弁者として学校等子どもに関係する機関に出向き、子どもにとっての「解決」について関係調整を行います。問題解決の主体はあくまで子どもなので、大人が子どもの代理人になることはありません。子どもオンブズワークにおける個別相談は子どもの声を聴くことから始まります。明確な意見ではなくとも声や気持ちを聴くことが出発点です。

子どもの権利は大人が守らなければ守られません。子どもに関わる大人の姿勢が問われています。国会では現在、こども基本法案やこども家庭庁法案が審議されており、まさに社会全体で子どもの権利を守ることが検討されています（令和4年5月末日時点）。「なごもっか」は、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため」（名古屋市子どもの権利擁護委員条例第1条）に設置された独立性をもった第三者機関です。この目的に適うよう子どもの権利擁護委員・調査相談員一同にて尽力いたします。

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 谷口由希子

目次

はじめに	代表委員 谷口 由希子
I 子どもの権利擁護委員制度について	 1
II なごや子どもの権利条例	13
III 相談・調査・調整等の状況	17
IV 相談から見えてきた課題	29
V 制度改善のための提言等	35
VI 広報・啓発活動	36
VII シンポジウム・研修・会議	46
VIII 「なごもっか」の紹介 ～調査相談員から～	47
IX 資料編	55
・ なごや子どもの権利条例	
・ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例	
・ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則	
・ 生徒指導提要の改訂に関する意見書	

I 子どもの権利擁護委員制度について

1 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989（平成元）年、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけでなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明らかにしました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」ではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在でもあります。

国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約の4つの原則を明らかにしています。差別の禁止（第2条）、子どもの最善の利益の保障（第3条）、生命・生存・発達の権利の保障（第6条）、そして子どもの意見の尊重（第12条）です。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」（子どもにとって一番良いこと）は何かを考えなくてはなりません。それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはなりません。子どもは権利の主体ですから、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、子どもの権利の救済機関である子どもの権利擁護機関（オンブズパーソン、子どもの権利擁護委員などといいます）を作ることが必要だと国連・子どもの権利委員会は指摘をしています。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連・子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています（2019（平成31）年3月5日 日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見）。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、子どもの権利を守るために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行います。相談を受ける中で申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成 11）年に設置された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した 1994（平成 6）年は、西尾市立中学 2 年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成 11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成 14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では 2004（平成 16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成 20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。2022（令和 4）年 3 月末現在、名古屋市も含め全国で 38 の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているとされています。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は名古屋市子どもの権利擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、38 の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に 1 度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

3 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、子どもの権利擁護委員制度として、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下本項では「条例」という。）」に基づき、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を設置し、運営しています。

(1) 設置までの経緯

① 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008（平成20）年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、2016（平成28）年10月に施行されました。

これらのことを背景として、2018（平成30）年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下本項では「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下本項では「部会」という。）を設置し、検討を行うこととなりました。

② 部会

部会では、5名の委員により、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について、計5回の会議において議論が行われました。

議論の結果は、意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」として、2018（平成30）年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎部会委員の構成（敬称略、50音順） ※2018（平成30）年5月22日時点

氏 名	所 属 団 体 等
伊藤 健治	東海学園大学教育学部講師 多治見市子どもの権利擁護委員
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部准教授
鈴木 加代子	名古屋市人権擁護委員協議会人権擁護委員
谷口 由希子 （部会長）	名古屋市立大学大学院人間文化研究科人文社会学部 准教授（社会福祉学）
間宮 静香	愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員

◎意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」の概要

区 分	内 容
基本的な考え方	○ 子どもの権利擁護に係る委員（以下「権利擁護委員」という。）は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組 織 ・ 体 制 等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機 能	権利擁護委員の職務及び責務 ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。

	相談、申立て調査及び勧告等 ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。
--	---

③ 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、2018（平成 30）年 12 月から 2019（平成 31）年 1 月にかけて市民の皆さんのご意見を募集（意見提出者数：24 人）し、それに対する「市の考え方」をお示しするとともに、制度構築に反映しました。

④ 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（案）」を 2019（平成 31）年 2 月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年 3 月 27 日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、2020（令和 2）年 1 月 14 日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

（2）名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

① 条例における特徴

ア 子ども権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、子どもの権利擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます（なごや子どもの権利条例第 19 条の 2）。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も子どもの権利擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視しています。

○ 第 1 条（設置）

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）を置く。」

○ 第 3 条（所掌事務）第 4 号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第 9 条（委員の責務）第 1 項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

イ 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が子どもの権利擁護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会を作り、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

○ 第 4 条（所掌事務）第 2 項

「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」

○ 第 10 条（市の機関の責務）

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第 11 条（全ての者の責務）第 1 項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第 12 条（相談及び申立て）第 1 項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第 15 条（勧告又は要請）第 3 項

「勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」

○ 第 16 条（報告）第 1 項

「委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」

○ 第 17 条（再調査等及び再勧告等）第 1 項～第 3 項

「委員は、前条第 2 項又は第 4 項（第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告（以下「再勧告」という。）をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請（以下「再要請」という。）をすることができる。」

○ 第18条（公表）第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

② 独立性を担保するための仕組み

子どもの権利擁護委員の独立性については、①に掲げたとおり、条例第4条第2項や第10条において規定されているところです。

一方、条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、子どもの権利擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、子どもの権利擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、子どもの権利擁護委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を2020（令和2）年4月より配置することとなり、参与には、半田 勝久 氏（日本体育大学准教授、世田谷区子どもの人権擁護委員ほか）に就任いただいております。（P.9～「名古屋市子どもの権利擁護機関における独立性 ―5つの視点からの検証―」参照）

4 子どもの権利相談室「なごもっか」について

（1）体制

① 子どもの権利擁護委員（5名）

※50音順 ※2022（令和4）年5月31日時点

氏名	所属等
粕田 陽子	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員長
谷口 由希子（代表委員）	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授（社会福祉学）
藤井 啓之	日本福祉大学経済学部 教授（教育学）
間宮 静香	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長
吉住 隆弘（代表委員代理）	中京大学心理学部 教授（臨床心理学）

② 調査相談員（10名）※2022（令和4）年5月31日時点

子どもの権利擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としました。

③ 子どもの権利擁護機関参与

子どもの権利擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、子どもの権利擁護委員と事務局のいずれからも独立した立場から、子どもの権利擁護委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督や、子どもの権利擁護機関の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏名	所属等
半田 勝久	日本体育大学体育学部 准教授（教育学）

④ 事務局（3名）

子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、子どもの権利擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。

相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

（2）相談について

① 相談受付方法

「なごもっか」における相談では、子どもが安心して、率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としています。

●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-^{はなし}874-^{きくよ}994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAX 052-211-8072

●面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル6階

② 相談できる曜日と時間 ※2022（令和4）年5月31日時点

月曜、火曜、金曜日 午前11時から午後7時（受付は午後6時30分まで）

木曜日 午前11時から午後8時（受付は午後7時30分まで）

土曜日 午前11時から午後5時（受付は午後4時30分まで）

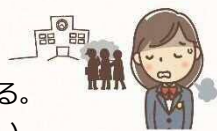
※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

③ 相談を受けてからの流れ

例えば、こんなとき

学校で

- ・友達が嫌がらせる。
- ・先生に相談しにくい。
- ・部活の指導が厳しい。体罰された。



家で

- ・家にいたくない。
- ・自分の時間がない。
- ・きょうだいや家族の面倒をみないといけない



他にも

- ・人に言えないイヤなことがある。
- ・このルールおかしくない？
- ・みんなと違うのはダメなの？ など

相談

お話を聴きます。
相談にお金はかかりません。



電話で



ファックスで



会って



手紙で



秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
なごもっか以外の人
(親・学校・その他) には
相談内容を伝えません。

あなたの気持ちを一番に一緒に考えます



- ・どうしたいかな
- ・どんなことができるかな

調査・調整

- ・子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・子どもの権利擁護委員があなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関
に対して対応や制度の改善を求めるこ
ともできます。

解決・権利の回復

あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。

- ・安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など



名古屋市子どもの権利擁護機関における独立性

— 5つの視点からの検証 —

半田勝久（名古屋市子どもの権利擁護機関参与）

子どもの権利擁護機関における独立性については、（１）法令上・運営上の自律権による独立性、（２）行政からの独立性、（３）地位の独立性、（４）構成による独立性、（５）財政的独立性といった５つの視点から検証していく必要があります。

（１）法令上・運営上の自律権による独立性

名古屋市子どもの権利擁護委員（以下、「委員」という。）は、市長の附属機関として設置されています（第１条）。法律上は、地方自治法第１３８条の４第３項に基づく執行機関の附属機関という位置づけです。子ども条例に基づく子どもの権利擁護機関は、「相談者からの相談や情報提供、権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、情報収集、調査、調整をするなかで、明らかとなった事象から、子どもにかかわる一般行政や教育行政の適正執行のための働きかけや勧告、要請等を行うことを職務とする機関」と位置づけることができます。そこで、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「条例」という。）により、申立てがあった事項及び自己の発意に基づく調査権限を明記し（第１３条）、市の機関に対して委員の職務の遂行に関し積極的に協力し、及び援助しなければいけない責務規定を設け（第１０条）、全ての者にはその職務に積極的に協力しなければいけない（第１１条）とするなどにより、その活動に対する実効性を高めるような仕組みを採用しています。

さらには、委員が行った勧告又は要請などに関して、執行機関や関係機関など勧告や要請を受けた者はこれを尊重しなければならないとし（第１５条）、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めることができるようになっています（第１６条）。報告の内容等を踏まえ、必要があるときには再調査等を行うことができ、改めて再勧告できるようになっている（第１７条）ことも、全国にも見られない特徴となっています。

このように、「なごもっか」は条例に基づき、制度設計において、法令上・運営上の自律権による独立性を担保しているといえます。

（２）行政からの独立性

「なごもっか」の事務局は「子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室」が担っています。条例による機関設置や運営に係る事務を担う事務局の果たす役割は多く、地方公務員法第３条第３項第２号の特別職である委

員、会計年度任用職員である調査相談員の身分等や公務に係る様々な事務やサポート、関係機関との連携や事務的な調整、予算措置、議会対応、情報管理や情報公開、個人情報保護等の観点からも、市として責任をもって対応しなければなりません。

事務局は「なごもっか」の庶務的・補佐的事項を担当し、委員の決定などに対し影響をおよぼす行為はその所管事項には入りません。個々の相談案件の対応や調査等には関与しないことが原則となります。事務局には委員の職務の円滑な遂行への積極的協力・援助義務があると解釈でき、委員が活動しやすいよう条件を整備し、必要に応じて情報を提供するように委員の要請を受けることになります。

「なごもっか」においては、法令上・運営上の自律権が条例によって担保されているため、市長はじめ首長部局が活動の自律権を侵すようなことはあってはなりません。そこで、行政からの独立性をチェックする制度として採用したのが「名古屋市子どもの権利擁護機関参与」（以下、「参与」という。）です。同参与委嘱規程には、委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督や、事務局の企画立案に対する指導・助言を行うことが明記されています。参与は、子どもの権利擁護に関する専門的な知見から事務局に対し指導・提言を行うことのできる制度として、委員と事務局の関係において一定の枠組みを設けることをもって子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るための制度と位置付けられています。

（３）地位の独立性

条例では、委員の委嘱要件として「人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者」（第４条第２項）となっており、「委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるとき」以外は解嘱することができないことになっています（第５条）。

委員の任期は２年とし（第４条第３項）、再任されることができる（第４条第４項）となっており、地位の独立性が保障されることにより、職務を遂行でき、一定の成果をおさめることができるようになっています。再任には制限をかけていませんが、通例公務員の非常勤職は身分および処遇の固定化などの問題を生じさせる恐れがあることに留意し、１０年以内が一般的とされています。

委員は令和元年９月ないし１１月に市長より委嘱され、令和３年に任期２年を迎え、委員全員が再任されています。委員再任の手続きとしては、任期満了前に事務局より委員再任の意向を確認し、事務局より市長に報告し、行

政内部の決裁（決裁者は副市長）をとったうえで、市長が委嘱します。委員再任の手続きは、適正に行われていることが確認できます。

（４）構成による独立性

委員の職務を遂行するために、「子どもの権利に関し優れた識見」を有する５人以内が市長から委嘱されます（第４条第１項、第２項）。現在、委員の専門分野と職種は、教育学、社会福祉学、臨床心理学の大学教員及び子どもの権利論、少年法などを専門とする弁護士です。

そして、委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員が置かれています（第８条）。調査相談員は、公認心理士や社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教諭など多岐にわたる専門資格を有する専門職がそろっており、委員の専門性を補完しています。

調査相談員の採用においては、「社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する方」「児童に関する相談援助業務等に３年以上従事した経験の有る方」等が受験資格として示されています。

ケース検討会議は毎週水曜日に行っており、子どもの最善の利益実現の観点から、それぞれの専門性を生かした、相談対応、申立て、自己発意に係る支援や援助方針等の検討が行われています。「なごもっか」は委員が５名、調査相談員が１０名（令和３年度現在）で構成されており、すべての案件に対し、それぞれの専門性の観点からアプローチ方法を確認しながら合意形成をしていることが大きな特徴となっています。事務局がケース検討会議において、案件の対応方針の決定について意見を挟むことはありません。

構成による独立性に関しては、専門性の観点に加え、ジェンダー、年齢等も考慮に入れた公正な採用が心がけられていることも確認できますが、調査相談員は現状女性が占める割合が高くなっています。調査相談員においては、ジェンダーバランスを考慮した採用が求められます。

（５）財政的独立性

「なごもっか」の予算としては、人件費、旅費、事務所賃借料、需用費（消耗品費、印刷製本費他）、役務費（通信費他）、パソコン他の使用料・賃借料などがあげられます。予算は年度計画に伴い、昨年度の予算額・決算額をもとに必要な経費を計上することになります。委員は、職務を遂行するために必要な計画を立案し（たとえば、アンケート調査を行いたい、子どもの権利学習の副読本を作成したい他）、事務局はそれを実現するための経費を試算、計上し、議会の承認を経て運営することが可能となります。財政的独立性は基本的機能の執行に必要な財源を確保できる仕組みが確立されているかが

ポイントとなります。さらには、政治的・経済的な理由により予算に大きな影響が出ない予算編成制度が財政的独立性を担保する鍵となります。

令和 3 年度において、財政的独立性における問題点は、確認できておらず、適正に運営できていることが確認できます。

こうした 5 つの視点から、「なごもっか」の独立性が確保されているかについて、確認していくのも参与の役割だと認識しています。

参与として、令和 2 年度に続き、運営調整会議の議事録の確認、委員や事務局職員からの聞き取り、副市長・子ども未来企画監・子ども未来企画部長他との子どもの権利擁護機関や子ども施策に係る対話、事務局の企画立案に対する助言、年次報告会への参加などを行ってきました。議員からの政策提案が、「なごもっか」の独立性を侵すものとなっていないかについても確認しました。

コロナ禍のため、緊急事態宣言や県をまたぐ移動が制限されるなか、訪問できる回数に限りはありましたが、随時関係資料の確認や事務局への助言を行うなどして、「なごもっか」の独立性について適正な運用が図られてきたことを確認しています。

II なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、2008(平成20)年4月に施行しました。その後、2019(平成31)年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、2020（令和2）年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、2020（令和2）年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



1 なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

● 安全に安心して生きる権利

命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど

● 一人一人が尊重される権利

個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど

● のびのびと豊かに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど

● 主体的に参加する権利

意見を表明する機会が尊重されること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

● 共通の責務

市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う

①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

● 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

● 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

● 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

● 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 改正の経緯

2008(平成 20)年 4 月	なごや子ども条例施行
2018(平成 30)年 10 月	なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領 ⇒ 子どもの権利擁護機関の設立に際し、なごや子ども条例についても「今一度、見直すべき箇所がないか検討することについても考えられたい」と提言
2019(平成 31)年 3 月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行
2019(令和元)年 6 月	なごや子ども・子育て支援協議会になごや子ども条例検討部会設置(会議を 3 回実施)
2019(令和元)年 11 月	なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
2020(令和 2)年 1 月	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設
2020(令和 2)年 4 月	子どもの権利を根幹に据え、子どもが権利の主体であることを明確に示すため「なごや子ども条例」を改正 (「なごや子どもの権利条例」に名称変更)

3 主な改正点とその考え方

改正点	考え方
名称を「 <u>なごや子どもの権利条例</u> 」に変更	子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確に表す。
子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体であることを明記 【前文】 ・ <u>子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。</u> ・ <u>子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。</u>	

改正点	考え方
「子どもにとって大切な権利及び責任」、「自分の行動に責任を持ち」、「社会の責任ある一員」などの責任という表現を見直し 【第3条（子どもにとって大切な権利）】 ・自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を<u>尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。</u> など	子どもの権利は、責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであることを明確に表す。
「年齢や発達」、「年齢及び発達」という文言を「一人一人の発達段階」に変更 【前文】 ・子どもは、<u>一人一人の発達段階</u>に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。 など	子どもの権利は、年齢や学年にとらわれることなく、一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。
虐待、体罰、いじめ等から守られる権利があることをより明確に表現 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(4) <u>虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。</u>	子どもの権利として明確に記載することが望ましい。
子どもの権利として明確に記載 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(7) <u>安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。</u> ・(8) <u>権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。</u>	
「広報」を独立の条文として規定 【第19条の2（広報）】 ・市は、子どもの権利について、市民の関心を<u>高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。</u>	積極的に広報や普及啓発に取り組んでいく姿勢を明確にする。

4 これからの取組み

(1) なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

令和2～6年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子ども会議の設置などにより子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

(2) 子どもの社会参画の推進

なごや子どもの権利条例では、子どもの権利のひとつとして「主体的に参加する権利」を掲げており、子どもは意見を表明する機会が与えられていることや、自分たちの意見が尊重されること、そして意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられることが保障されなければならないとしています。

子どもの権利である「主体的に参加する権利」を保障する観点から、子どもの社会参画が推進されるよう、有識者・実践者らを委員とする懇談会を開催するとともに、子どもたちへのヒアリングを実施しながら、市職員を対象とした「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」をとりまとめ、市職員による継続的な子どもの社会参画の取組の推進を目指しています。

(市公式ウェブサイト<<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-7-6-4-0-0-0-0-0-0.html>>参照)



名古屋市では、子どもの社会参画につきまして、引き続き子どもからの意見を募集しています。

(市公式ウェブサイト<<https://logoform.jp/form/mX9C/62589>>参照)



III 相談・調査・調整等の状況

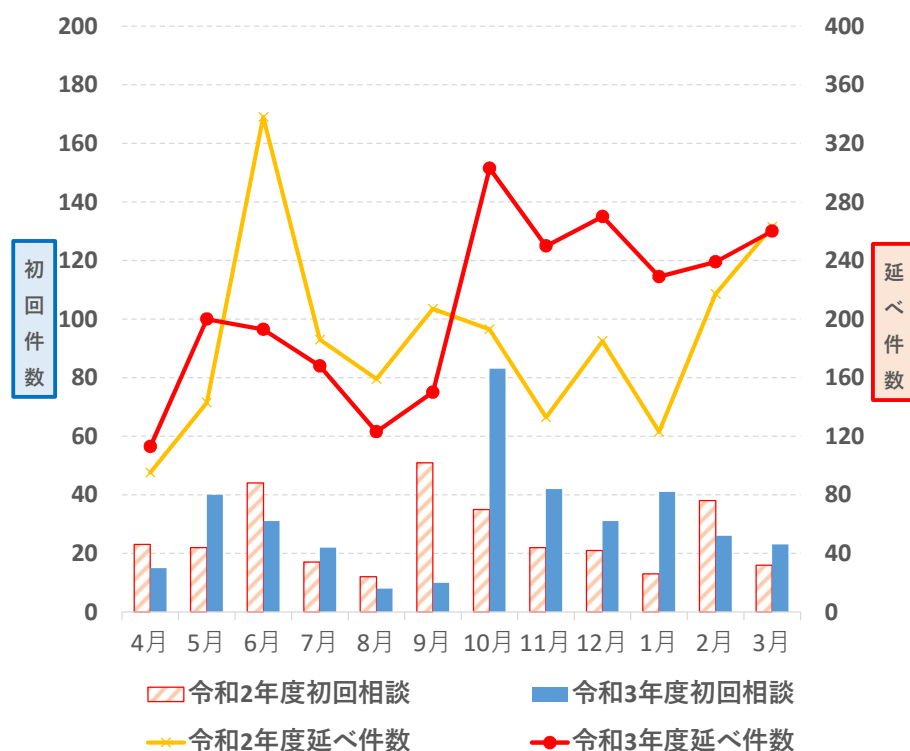
1 相談・調査・調整等活動の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

- ※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。
- ※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。
- ※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人（子ども）を表します。
- ※4 延べ件数の中には、令和2年度までに初回相談を受け、引き続き相談が継続しているケースを含みます。

(1) 月別相談件数（初回／延べ）

月別の相談件数を初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談の他、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。

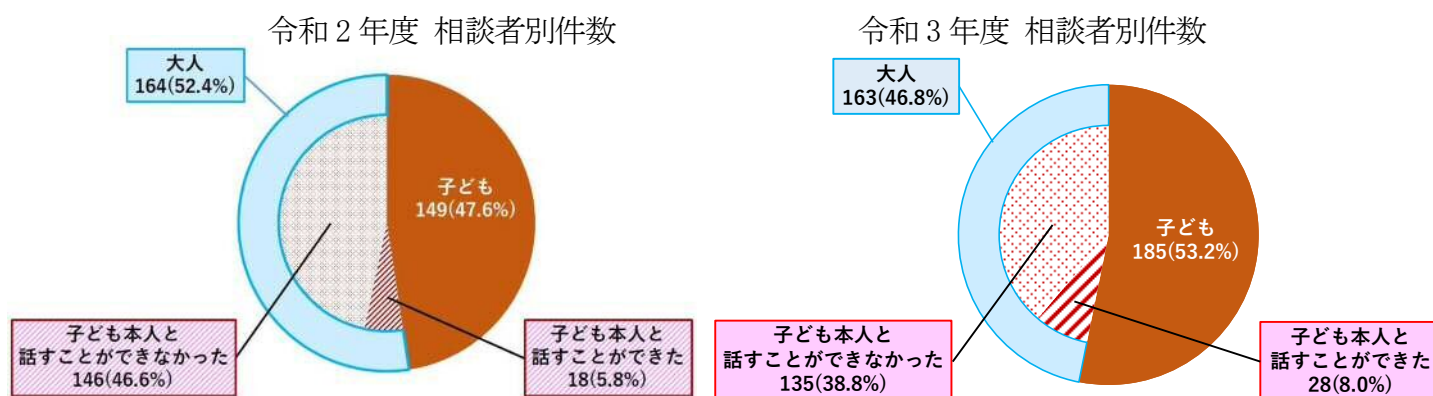


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度 新規相談 (令和2年度)	15 (23)	40 (22)	31 (44)	22 (17)	8 (12)	10 (51)	83 (35)	42 (22)	31 (21)	41 (13)	26 (38)	23 (16)	372 (314)
令和3年度 延べ件数 (令和2年度)	113 (95)	200 (143)	193 (338)	168 (186)	123 (159)	150 (207)	303 (193)	250 (133)	270 (185)	229 (123)	239 (217)	260 (263)	2,498 (2,242)

初回件数は計 372 件、延べ件数は計 2,498 件でした。令和 2 年度と比較して、初回件数は約 18%増、延べ件数は約 11%増となりました。機関紙(令和 3 年 5 月中旬、令和 4 年 1 月中旬)・カード(令和 3 年 9 月末)等の広報物を配付した 5 月、10 月、1 月の周辺に初回件数が多くなる傾向が見られます。

(2) 相談者別件数 (子ども／大人) (初回)

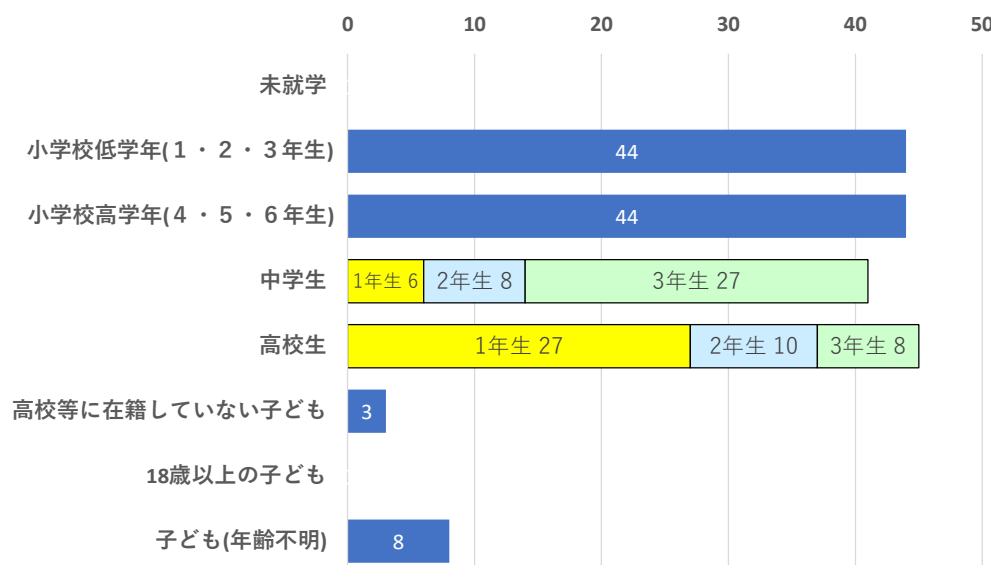
初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。



初回の相談者は子どもが 185 件、大人が 163 件、不明が 24 件でした。令和 2 年度と比較して、初回における子どもからの相談件数は約 24%増、大人からの相談件数はほぼ同数となりました。子どもからの相談が増えたことが分かります。大人 163 件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは 28 件でした。よって全相談のうち不明を除く 348 件中、213 件 (約 61%) で子ども本人から話を聞くことができました。

(3) 相談者が子どもの場合の当該子どもの学齢 (初回)

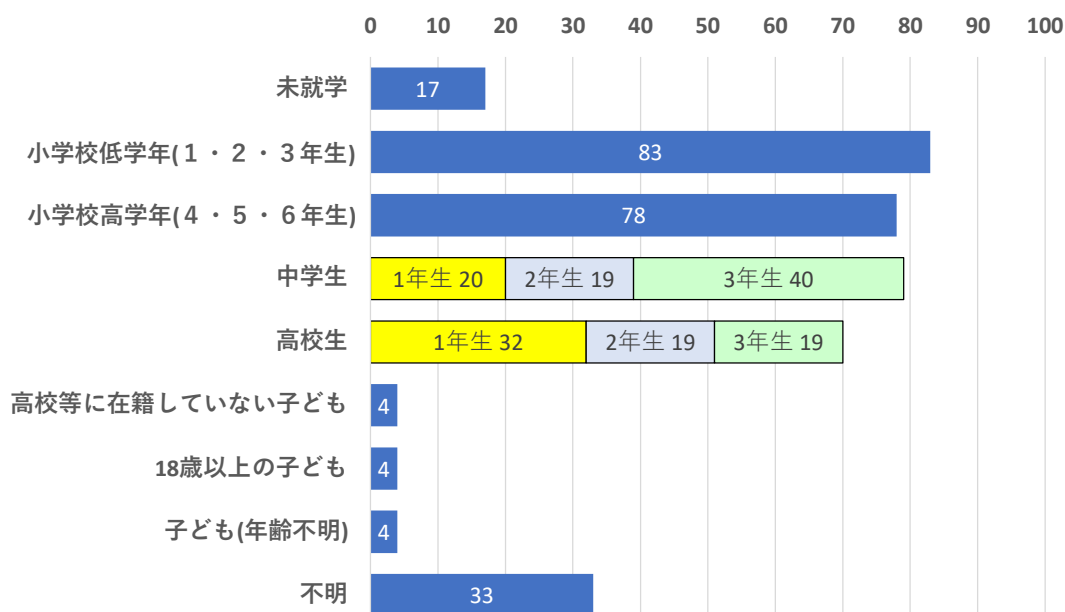
初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの学齢毎の相談件数を示しました。



小学校低学年(1・2・3年生)が44件、小学校高学年(4・5・6年生)が44件、中学生が41件、高校生が45件で、幅広い年齢層の子どもからの相談がありました。学校の種類でみると、小学生88件、中学生41件、高校生45件と小学生からの相談が多くありました。相談室の案内は、各学校等に相談室の機関紙・カードを配付するなどして行いました。

(4) 相談対象の子どもの学齢(初回)

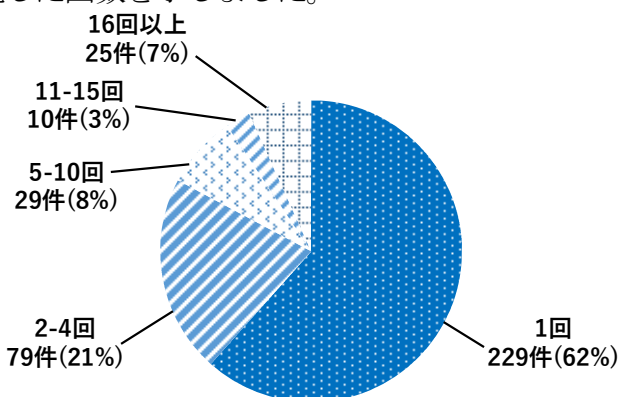
初回件数において、相談対象とされた子どもの学齢毎の件数を示しました。



相談対象とされた子どもは、小学生が多く、全体の半数近くを占め、中学生、高校生と続きました。学校の種類でみると、小学生156件、中学生79件、高校生70件でした。

(5) 相談の継続回数

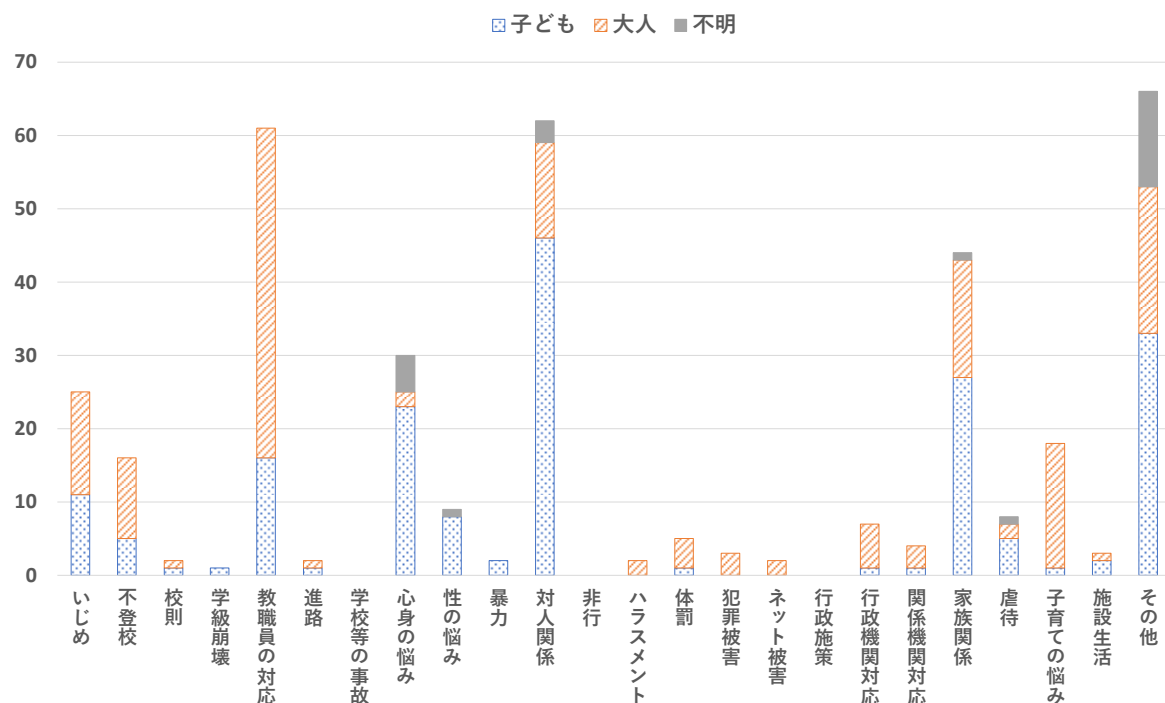
令和3年度中に相談が開始したケースについて、令和4年3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。



令和4年3月31日までの期間中に、相談が1回だったものは229件(約62%)と半分以上の割合を占め、2-4回のものは79件(約21%)、5-10回のものは29件(約8%)、11-15回のものは10件(約3%)、16回以上のものは25件(約7%)でした。

(6) 相談の主訴（初回）

初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としました。

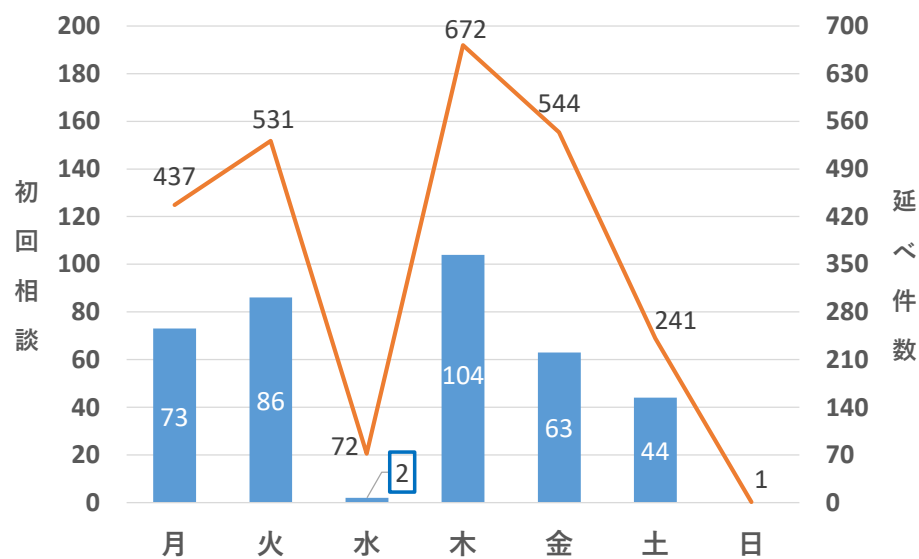


主訴	いじめ	不登校	校則	学級崩壊	教職員の対応	進路	学校等の事故	心身の悩み	性の悩み	暴力	対人関係	非行	ハラスメント	体罰	犯罪被害	ネット被害	行政施策	行政機関対応	関係機関対応	家族関係	虐待	子育ての悩み	施設生活	その他	計
子ども	11	5	1	1	16	1	0	23	8	2	46	0	0	1	0	0	0	1	1	27	5	1	2	33	185
大人	14	11	1	0	45	1	0	2	0	0	13	0	2	4	3	2	0	6	3	16	2	17	1	20	163
不明	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13	24
総計	25	16	2	1	61	2	0	30	9	2	62	0	2	5	3	2	0	7	4	44	8	18	3	66	372

多かった主訴は以下の通りです。全体で順に「対人関係」（62件）、「教職員の対応」（61件）、「家族関係」（44件） 子どもから多かったのは「対人関係」（46件）、「家族関係」（27件）、「心身の悩み」（23件）、大人から多かったのは「教職員の対応」（45件）、「子育ての悩み」（17件）、「家族関係」（16件）。これは令和2年度にみられた傾向とほぼ同じ傾向でした。

(7) 曜日別件数（初回／延べ）

初回件数および延べ件数を曜日別に示しました。

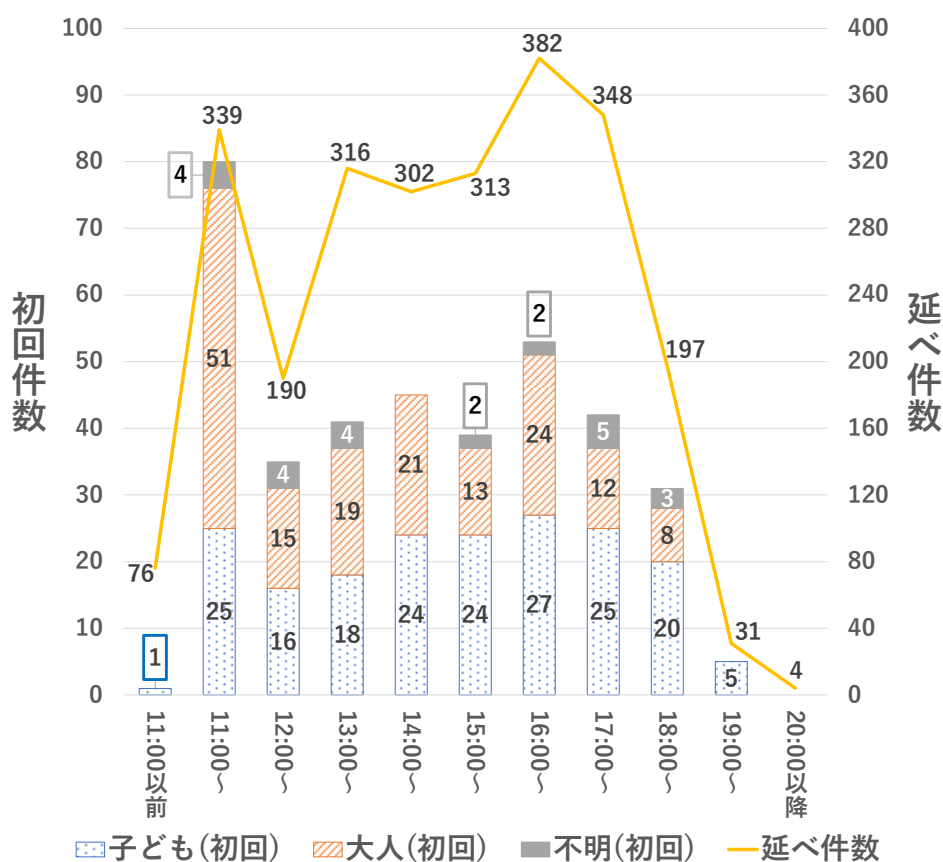


項目		月	火	水	木	金	土	日	計
初回相談	子ども	38	49	1	45	29	23	0	185
	大人	34	30	0	52	29	18	0	163
	不明	1	7	1	7	5	3	0	24
延べ件数		437	531	72	672	544	241	1	2,498

相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。水曜日は相談を行っていませんが、手紙による相談の受付等があり、その件数を計上しました。初回件数、延べ件数とも、木曜日が多いことが示されました。これは木曜日の相談受付時間がその他の曜日よりも長いことと、前日の水曜日に相談を行っていないこと等が理由として考えられます。

(8) 時間帯別相談件数（初回／延べ）

初回件数および延べ件数を、時間帯別に示しました。初回件数については、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



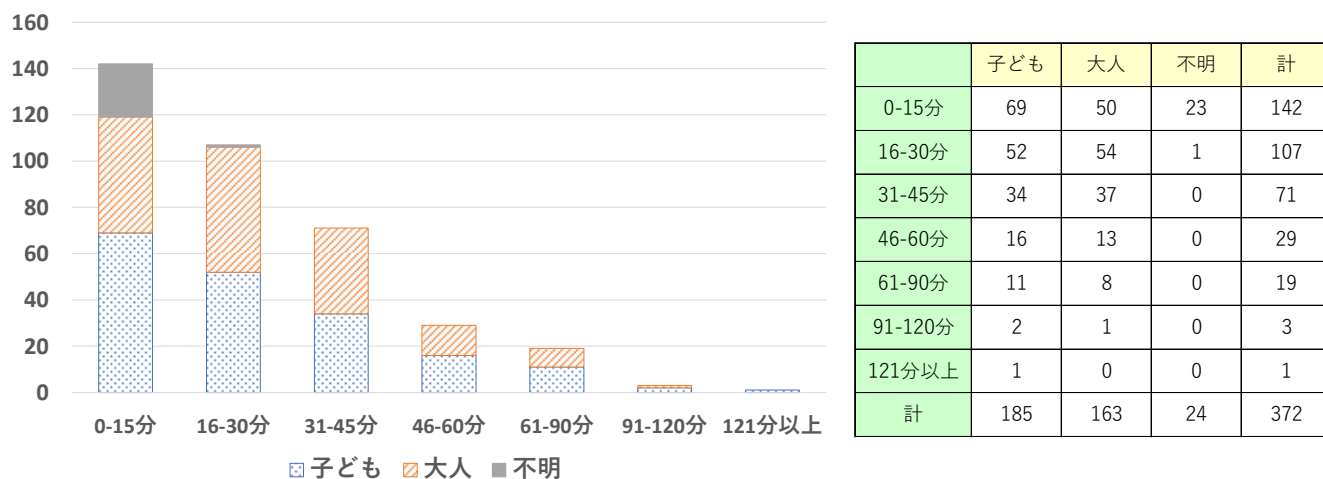
		11:00以前	11:00～	12:00～	13:00～	14:00～	15:00～	16:00～	17:00～	18:00～	19:00～	20:00～	計
初回相談	子ども	1	25	16	18	24	24	27	25	20	5	0	185
	大人	0	51	15	19	21	13	24	12	8	0	0	163
	不明	0	4	4	4	0	2	2	5	3	0	0	24
延べ件数		76	339	190	316	302	313	382	348	197	31	4	2,498

初回件数は、相談が多い順に、11 時台、16 時台、14 時台、17 時台となりました。このうち、子どもからの相談は 16 時台で最も多く、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。一方、大人からの相談は午前中から 16 時台の間が多く、11 時台に特に多くなりました。子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する人が多いのではないかと考えられます。一方、延べ件数は、相談が多い順に、16 時台、17 時台、11 時台、13 時台となっていました。

(9) 相談の所要時間

① 初回

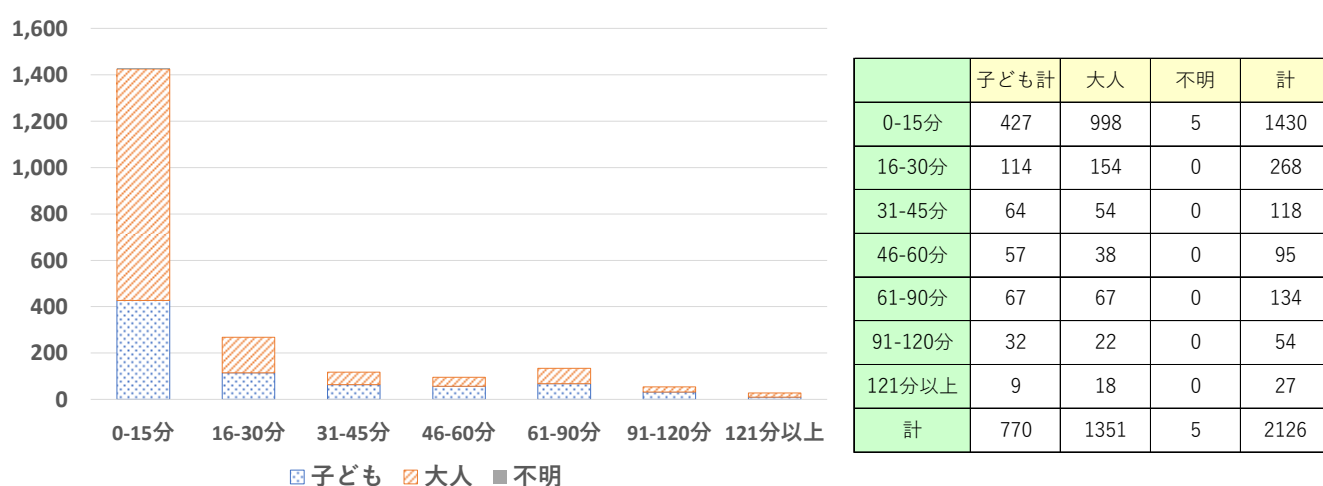
初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



60分以内に終了するケースが多く(約94%)、「0-15分」の件数が最も多い(約38%)ことがわかります。60分を超えた相談は23件で、子どもで14件、大人で9件ありました。

② 2回目以降

2回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



2回目以降の相談についても、「0-15分」の件数が多く(約67%)なっています。これは相談に関する連絡・調整等の件数を含むためと思われます。一方、60分を超える相談も、子どもで108件、大人で107件ありました。

(10) 相談方法（初回）

初回相談における相談方法は、電話が 359 件で全 372 件のうち約 97%を占めました。以下、面談 6 件、手紙 7 件と続いています。

2 申立て・自己の発意、調査・調整、勧告・要請等の状況

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 13 条第 2 項に基づく自己の発意による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための関係機関への情報収集等（発意前情報収集等）を行いました。

その他、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関からの情報収集等の調整活動を 670 件行いました。

3 特に目立った相談

(1) 新型コロナウイルス感染症

令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度も世界中がコロナ禍に振り回された 1 年でした。4 月 25 日に発出された緊急事態宣言は、区域を拡大しつつ、延長、再延長を繰り返し、9 月 30 日によりやく終了しました（愛知県は 5 月 12 日から 6 月 20 日までと 8 月 27 日から 9 月 30 日まで）。その後、一旦はワクチン接種や各種の感染対策により感染者は減少していきましたが、感染力の強いオミクロン株によって、年末から年始にかけて感染者がこれまで以上に急増することになりました。2 月にそのピークは越えましたが、現在もなお新規感染者数は、全国で毎日、一週間平均で約 2 万 5 千人程度で推移している状況です（令和 4 年 5 月末時点）。子どもたちの生活に目を移すと、全国一斉休校こそなかったものの、特にオミクロン株拡大による第 6 波を迎えて以降、学級・学年・学校閉鎖という形で、子どもの日常生活や学校生活が大きな影響を受けたと考えられます。そこで令和 3 年度に受けた相談から、コロナが関連していたと思われる相談を調べてみました。

まずコロナ関連の相談件数は 8 件（令和 2 年度は 24 件）でした。相談者別でみると、子どもからが 1 件、大人（主に保護者）からが 7 件でした。月別で見ると、5 月 1 件、9 月 2 件、11 月 1 件、1 月 3 件、2 月 1 件という結果でした。これは愛知県における緊急事態宣言の発出された時期や、年明けに感染者が急増した時期と重なるように思います。主訴を細かくみてみると、子どもからは、リモートになり友だちとの関係が難しい、勉強がついていけない、親が勉強の大変さを分かってくれないといった声が聞かれました。大人からは、体育の時間にマスクするように言われている等、学校でのマスクの強制に関する相談、感染者の情報を教えてもらえないから状況が分からない等、子どもが感染することへの不安に関する相談、ワクチンを子どもが打たないと言っているが

強制していいのかといったワクチン接種への不安に関する相談、感染に関して間違った情報を拡散された等、情報拡散に関する相談がありました。

令和3年度は、令和2年度よりも、コロナ関連を主訴とした相談が減少し、特に子ども自身からの相談は1件のみでした。しかしながら、「なごもっか」に寄せられた相談がたとえ少なくとも、その背景には同じ困難を抱えた多くの子どもがいると思われます。また大人の相談からは、子どもが窮屈に学校生活を送っている姿や、親と学校との葛藤下に置かれている姿も想像できます。コロナの問題は、なごや子どもの権利条例の全ての子どもの権利（安全に安心して生きる権利（第4条）、一人一人が尊重される権利（第5条）、のびのびと豊かに育つ権利（第6条）、主体的に参加する権利（第7条））に関わる問題です。子どもには、自分を取り巻く状況を理解しその状況に対応するために、気持ちや意見を表明し尊重される権利があります。ウィズコロナ（コロナとの共存・共生）が強く求められる今、その陰で人知れず不安を抱えている子どもがいるように思います。そのような想像力を持って、日々の相談活動を行っていきたいと考えています。

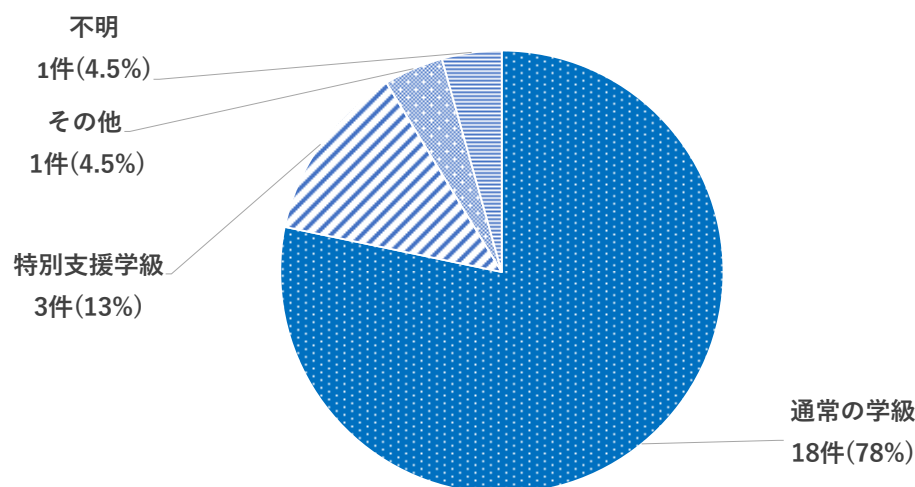
（2）特別支援教育

令和2年度から注視してきた特別支援教育に関する相談について、まとめてみました。

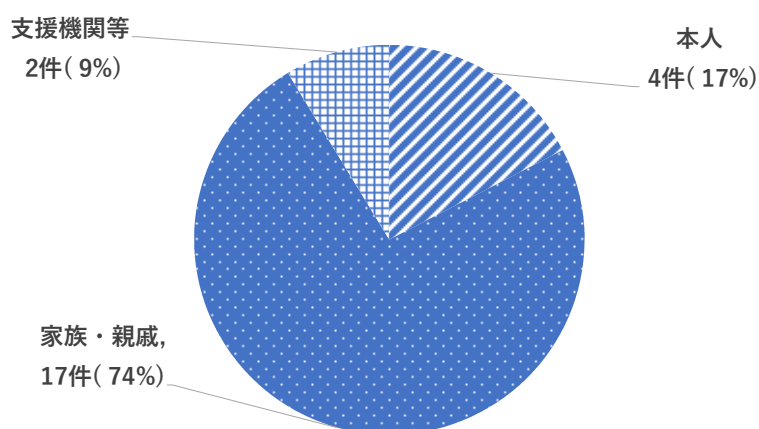
特別支援教育とは、子どもの在籍する学校、学級にかかわらず、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、自立と社会参加に向けた取り組みを支援するものです。

令和3年度における特別支援教育に関する内容が含まれる相談の件数は23件で、全体の約6%でした。

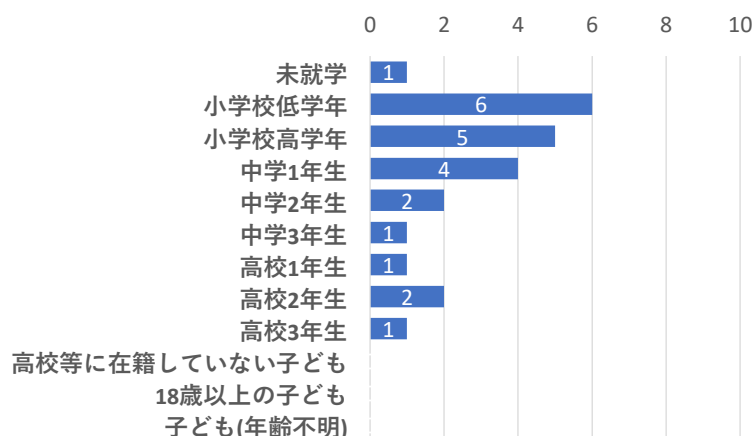
そのうち、特別支援学校又は特別支援学級に在籍している子どもに関する相談は3件（約13%）、通常の学級に在籍している子どもに関する相談は18件（約78%）でした。



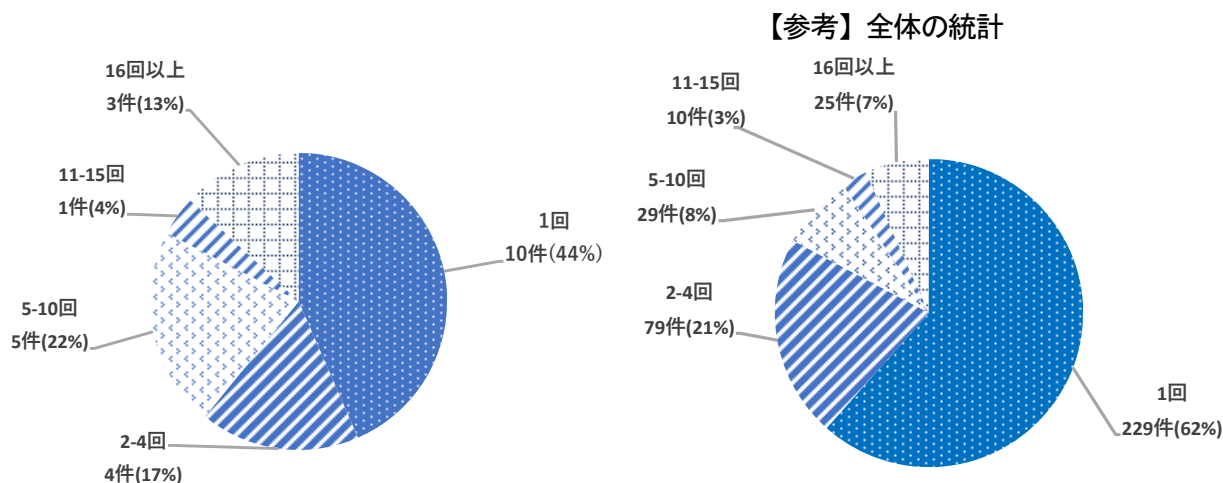
子ども自身からの相談は4件（約17%）、子どもの家族・親戚が17件（約74%）を占め、相談全体の統計に比して大人からの相談の割合が高くなっているのは前回報告書と同様です。



対象となる子どもの年齢は小学校低学年以下が7件（約30%）、小学校高学年5件（約22%）、中学生7件（約30%）、高校生4件（約17%）でした。



相談の継続回数は1回の相談で終わったものが10件（約43%）、2-4回のものが4件（約17%）、5-10回のものが5件（約22%）、11-15回のものが1件（約4%）、16回以上のものが3件（約13%）と、全体の統計に比べて回数を重ねたものが多く、前回報告書同様、継続的に深くかかわったことを反映した数字になりました。



相談の主訴としては、教職員の対応が最も多く、障害特性を理解しない発言や合理的配慮が得られない等の内容でした。相談の中で把握できた困りごとには以下のものがありました。

- ・ いじめに関して適切に対応してもらえない。
- ・ 登校に家族の送迎や付き添いを求める。
- ・ 教員の理解不足により障害特性に合わない指導を受け、子どもが学校を欠席している。
- ・ 合理的配慮を求めた事項について実現されない、学校内で共有されない（例：感覚過敏なのに制服の着用を強く求められる）。

障害の有無にかかわらず問題となる教員の不適切な発言（児童生徒の品位を傷つけるような言葉かけ）に関する相談も見られました。

また、特別支援教育に関する相談ではありませんが、保育園で合理的配慮を受けられないことに関する相談や、障害があるのではないかとという保護者からの相談、障害のある子どもへの対応や家族関係に関する保護者からの相談も複数ありました（上記統計には含まれていません）。

現在、名古屋市では、障害のある子どもの支援のため、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、通級指導定着支援員、学校生活介助アシスタント等を設けています。令和3年度は、発達障害対応支援講師は小・中あわせて65名の配置にとどまり、予算等の課題があってすべての要望に応えられてはいません。また、通級指導定着支援員は全市で1名の配置、発達障害対応支援員は全小中学校幼稚園（396校）に配置されていますが勤務時間の制限があります。こういったことも、保護者の付き添いを求める現状や十分な合理的配慮が実現されない現状につながっていると思われます。

教育を受ける権利は、障害の有無にかかわらず全ての子どもに保障されなければなりません。すべての子どもが一人ひとり尊重され、安全に安心して生きるためには、子どもたちが自分のニーズについて声を上げ、学び、様々な人と触れ合い、多彩な文化活動に参加する権利を保障することが必要です。合理的配慮を行うことは人権の保障であり、サービスとして可能な時に行えばよいというものではありません。

そのような認識のもと、子ども・保護者と学校が、子どもの能力を活かすために相互理解を図るよう十分な意見交換を行うことも必要と思われます。

【名古屋市における障害のある児童生徒への支援について】（市ホームページから）

発達障害対応支援講師：発達障害の可能性のある児童生徒に対する個別指導を一層推進し、学校生活への適応指導を充実するために派遣します。担任の先生とチーム・ティーチングを行ったり、個別の取り出し授業を行ったりします。

発達障害対応支援員：発達に障害の可能性のある幼児、児童、生徒に対し、学校（園）生活での解除を行うために幼小中全校（園）に一名ずつ配置します。授業準備や片付け等の支援をはじめ、休み時間や食事時間にも支援を行うことができます。気持ちが落ち着かないとき、友達とのトラブルが起こった時の対応や安全配慮等を行います。学習指導は除きます。

通級指導定着支援員：個別の指導計画等を基にして、通級指導教室担当教員と連携して、在籍校での学校生活を支援することにより、指導の効果的な定着を図ります。

学校生活介助アシスタント：幼稚園、小・中・高等学校において、主に身体障害のある幼児、児童、生徒に対して年間を通じて介助・支援が必要な場合に派遣します。

【参考】

特別支援教育にかかわる「子どもの権利条約」の主な条文

- 第3条（子どもの最善の利益）
- 第12条（子どもの意見表明権）
- 第23条（障害のある子どもの権利）
- 第28条（教育を受ける権利）
- 第29条（教育の目的）

特別支援教育にかかわる「なごや子どもの権利条例」の主な条文

- 第4条（安全に安心して生きる権利）
- 第5条（一人一人が尊重される権利）
- 第6条（のびのびと豊かに育つ権利）
- 第7条（主体的に参加する権利）
- 第9条（市の責務）
- 第10条（保護者の責務）
- 第12条（学校等関係者の責務）

Ⅳ 相談から見えてきた課題

令和3年度の課題として、前年度に引き続き、教員等による不適切対応（以下「不適切対応」と略記）を取り上げます。再び取り上げるのは、相談が多いことはもちろんですが、事例¹を積み上げていくことで、どのようなものが不適切対応にあたるのかについて、より明瞭になると考えられるからです。

1 教員等による不適切対応の定義と該当件数

（1）「不適切対応」の定義

本報告では、学校の制度や条件に起因しており、個々の教員の指導に帰責できないもの、相談者から「いやだった」などの抽象的な訴えだけしか聴取できておらず、教員の具体的言動が確認できないもの、人権侵害とは認められない指導上のミスから子どもに誤解を与えたような言動は、「不適切対応」としてカウントしていません。さらに、教科指導に関して、本人の知識・技能の不足により、十分な授業が展開できないことなども含みません。その点で、文部科学省の「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」（平成20年2月8日）に示されている『指導が不適切である』教諭等の定義とは必ずしも一致していません。本報告では、教員個人が指導を見直すことによって改善が期待できると思われるもののみを不適切対応と位置づけています。

（2）それぞれの主訴に占める不適切対応の割合と件数

令和3年度の「教職員の対応」を主訴とする相談は61件ですが、保護者や子どもからの相談は58件です。58件のうち、不適切対応に該当すると判断しうるものは29件で、ちょうど半数になっています。また、「体罰」を主訴とする相談は5件ですが、学校での事例に該当するものは4件です。「ハラスメント」を主訴とする相談は2件で、そのうち1件が学校での不適切対応に該当します。今回は、「不登校」を主訴とする相談のなかで不適切対応と判定できるものはありませんでした。これらに「特別支援教育」関連事例とみられる23件のうち不適切対応に該当すると思われるもの1件を加えて、合計35件を不

¹ なお、今年度の報告が対象とする事例は、以下のように限定されたものです。第一に、初回相談が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事例です。第二に、学校等（保育園・幼稚園、部活も含む）における事例に限定し、塾や地域スポーツクラブなどの事例は除外してあります。第三に、初回相談の主訴が「教職員の対応」、「体罰」、「ハラスメント」、「不登校」の事例、および、以上の主訴項目にはない特別支援教育に関連する事例のなかから、不適切対応にあたると思われるものを抽出して追加しています。第四に、「なごもっか」の調査の結果、不適切対応として確認がとれたものから、保護者や子どもの側からの相談のみで学校側に事実確認できていないものも含みます。保護者や子どもからどう見えるかは、教員が指導を見直す参考になると考えているからです。

適切対応に関する相談事例と判断しました。

このうち、子ども本人の希望で学校に行き、調整を行ったものは4件です。

「なごもっか」の介入後に子どもの困りごとに改善が見られたものは、継続中のものを除き3件でした。

(3) 不適切対応の分類

まず、不適切対応をいくつかの下位項目に分類してみます。これは、今年度、不適切対応に分類した相談を暫定的に分析したものです（例については、個人が特定されないよう、修正してあります。）。

- ① 暴力：教員からの、子どもの身体に向けられた有形力のうち、明確な基準に基づいた「罰」として行われるものではなく、教員の感情に任せて行われるもの（子どもの安全確保のために緊急避難的に行われるものは含まない。）

例：転ばせる、叩く、物を子どもに向けて投げる

- ② 体罰：一定基準に基づいて身体的自由を奪ったり、身体的な負荷をかけたりするもの

例：廊下に立たせる、授業中にトイレに行かせない、体調不良なのに休ませない

- ③ 暴言：怒鳴ったり、過度にきつい口調、子どもの人格を否定したり傷つけたりするような言葉など

例：「○○しなければ今後どうなるかわからない」という脅し、子どもを邪魔者扱いする、身体的特徴をバカにする、「普通は○○だ」「病院に行った方がよい」など自分を異常だと思わせる発言、「下学年に行った方がよい」など自尊心を傷つける発言

- ④ 見せしめの言動：集団をコントロールする、ほかの子どもたちを牽制する等の目的をもって、特定の子どもの誤り等を集団の前で公表し辱めること（一部、③と重複するものもある。）

例：クラスメイトや部員の前で叱責、本人不在の場で一方的な内容で批判

- ⑤ 差別的扱い・不公平な扱い：性別や成績などで不公平な扱いをすること

例：男子ばかり怒られる、「女子は○○」という決めつけ

- ⑥ セクシャル・ハラスメント：子どもを不快にさせる性的な言動

例：略

- ⑦ パワー・ハラスメント：立場や権限を利用して理不尽な要求に従わせようとする

例：レギュラー決定権のある部活顧問による無理な要求

- ⑧ 個人情報への無配慮：家庭の経済状況や障害・病気等について周囲にわかるような言動

例：略

(4) 子どもの年齢内訳と不適切対応項目の内訳

不適切対応の事例には、一件につき「体罰のみ」、「暴力のみ」、「暴言のみ」という場合もあれば、一件のなかにいくつもの不適切対応を複合的に含んでいる事例もありますし、同一の事例について複数の方から相談があったものもあります。

まず、不適切対応の子どもを学齢別で見ると、未就学が4件、小学校低学年が5件、小学校高学年が13件、中学生が6件（相談時は高校生だが中学時のことでの相談も含む）、高校生が7件です。

上記分類別にみると、①暴力7件、②体罰8件、③暴言23件（そのうち品位を傷つけるような言葉が10件）、④見せしめの言動7件、⑤不公平な扱い5件、⑥セクシャル・ハラスメント4件、⑦パワー・ハラスメント3件、⑧個人情報への無配慮3件となります。

2 教員等による不適切対応の問題点

(1) 子どもの権利の侵害

「なごや子どもの権利条例」には子どもの権利として、

- ・安全に安心して生きる権利（第4条）
- ・一人ひとりが尊重される権利（第5条）
- ・のびのびと豊かに育つ権利（第6条）
- ・主体的に参加する権利（第7条）

が規定されており、学校関係者等には、第8条および第12条で「子どもの権利を保障するため」に支援することが求められています（巻末の条例全文を参照のこと）。

これらの観点からすると、不適切対応は、安全に安心して生きる権利を侵害していますし、子どもが委縮して思っていることが言えなくなったのであれば、第5条第2項の「自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること」や第7条第1項「意見を表明する機会が与えられること」や第2項「自分たちの意見が尊重されること」という権利の侵害となります。また、「のびのびと豊かに育つ」条件が失われているとも言えます。

(2) 教育のねらいの未達成

権利の観点からも問題ですが、教育の観点からも問題です。というのは、これらの不適切対応が、子どもが抱える何らかの課題を改善することをめざした教員の言動だったとしても、結果として、子どもには「怖かった」「学校に行きたくない」という恐怖感や嫌悪感ばかりが記憶されており、子どもが、自らの課題について考えたり、改善したりすることに結び付いていないからです。

また、品位を傷つけられる罰²等によって、子どもの自己肯定感が低下し、多様な活動に積極的に参加する意欲を低減させ、子どもの成長の芽を摘むことにもなりかねません。そうすると、学校教育の目標である学力形成や人格発達にも支障を来します。

さらに、暴力や威嚇で他人を思いどおりにしたり、特定の子を見せしめにしたりするような教員の言動を子どもが見倣い、子どもの排除・差別的な言動を誘発してしまった事例もありました。

このように不適切対応は新たな教育課題を生み出し、教員はその課題を抱え込んでしまうことにもなりかねません。

子どもの人格の完成（教育基本法第1条）という教育の目的を追求する場合、安心・安全な環境のもとで、子どもの考えを尊重しつつ、子どもたちの納得を引き出しながら指導すること、すなわち子どもの権利の保障を土台にした教育が、もっとも有効かつ効果的なのではないでしょうか。

3 教員等による不適切対応が生まれる背景

いくつかの事例から不適切対応を誘発する原因について考えてみたいと思います。

（1）一律一様な子ども観

学校には、一定の知識・技能や態度・行動様式をすべての子どもに身に付けさせるという役割が期待されています。このことは、暗黙の裡に「子どもはすべて同じである」という前提を含んでいます。近年の「教育スタンダード」の導入・普及は、子どもを一律一様に教育することを求めていますし、子どもたちが「揃っていること」に価値があるように思い込ませる力があります。しかし、実際の子どもたちは、生物学的・生理学的水準においてさえ、一人ひとり異なります。たとえば「授業中にトイレに行かせない」という「指導」について考えてみましょう。教員には「休み時間にトイレに行っておくべきだ」ということを教える意図があるでしょう。しかし、子どもによって一日の排泄回数、尿意等の感じ方、排泄を我慢できる時間等は異なります。同じ個人のなかでも日によって変化しさえします。休み時間にはトイレに行きたいと全く感じもしなかった子が授業開始後に急に尿意を催すこともありますし、トイレに行ったのにすぐにまたトイレに行きたくなる子どももいます（仮に休み時間にトイレに行っておけば授業中に行かずに済んでいたとしても、我慢させるのは健康上問題ですし、みんなのいる場所で漏らすという恥辱を与える結果になったとすれば、子どもの心に深い傷をつける不適切な対応です。）。給食における好き嫌いの指導も同様です。感覚過敏・味

² 品位を傷つける罰の法規上の問題については、令和2年度の「なごもっか」活動報告書 P. 25 参照

覚過敏の子どももいます。

日本国憲法では「すべて国民は個人として尊重される」（第13条）と規定されています。また、なごや子どもの権利条例でも「個人の価値が尊重されること」（第5条）が権利として謳われています。個々の教員の考える「普通」や「当たり前」から子どもを見るのではなく、一人ひとり個性をもつ異なる存在として尊重することが求められており、それを前提にして教育が構想されなければなりません。

（2）集団という場の持つ影響

教員には、個々の子どもの成長発達を支援するとともに、学級という集団を統率することも求められます。学級をコントロールしようとして、特定の子を学級のまewith「見せしめ」的に辱めたりしてしまうことは起こりがちです。また不適切に連帯責任を負わせるようなことにもなりがちです。子どもの権利を守るためには、このような学校という場が持つ独特の構造にも注意を払っておく必要があります。

（3）個人として尊重するのが困難な教育条件

子どもを個人として尊重したい、個性を大切にしたいと思いながら、それが実行できない現実の教育条件との間で葛藤している教員も多いでしょう。教員研修などで、子どもを個人として尊重する教育や子どもの多様性から出発する教育の必要性について話しても「現在の教育条件では無理」という応答が必ず複数返ってきます。ある小学校の教員研修後のアンケートでは、「個々の子どもに対応したいが、いまの学級規模（人員配置）では無理」という趣旨の回答が半数見られました。教員の教育条件の整備は、子どもを個人として尊重するためには急務です。令和3年3月に、小学校を35人学級とする法律改正が行われ、5年かけて徐々に実現されることになりましたが、中学校・高校は従前どおりですし、小学校も、多様な子どもたちに対応した教育を行うには、35人でも多すぎるでしょう。

これに加えて、「教員の多忙化」も進行しています。非正規の教員の増加によって、校務分掌が正規教員に過度に集中することも問題となっています。多忙化は、人間から余裕を奪います。イライラしていると、つい口調がきつくなったり、「余計な一言」を言ってしまったりすることにもなりかねません。暴言・暴力は許されるものではありませんが、多忙化による教員のゆとりのなさが影響しているものも少なからずあるでしょう。

（4）成果主義

一人ひとりの教員は、保護者や管理職、他の教員からの評価に曝されているという問題もあります。さまざまな成育歴や発達特性をもった子どもたち

に向き合いながら、一人ひとりに即して成長を支えていくには、時間がかかります。しかし、学校も含めた多くの職場では、数値目標の設定やPDCAサイクルが強調され、短期間で目に見える成果を挙げることが求められるようになってきています。教員が子どもの権利を尊重し、子どもの揺れに寄り添っている場合、内面での成長が進んでいるかもしれないにもかかわらず、「いつまでたっても落ちつかない学級」と評価されてしまうかもしれません。他方、短期に「うまく学級をまとめる」ために厳しく叱る、罰を与えるなどは即効性があるように見えます。それらが行き過ぎると暴言、暴力、体罰になってしまいます。

このことは、裏を返せば、「結果さえ出していれば文句はないだろう」というような教員の態度も生み出しかねません。部活の強豪校で、暴力、体罰、パワハラなどの不適切対応が横行しても、周囲の教員がなかなか止められない事例のなかには、「成果」を出していて、そのことが世間や保護者などから一定の評価を受けている場合が少なくありません。

(5) 相互不可侵な教員文化

同じ教育条件のもとで教育していても、不適切対応をしてしまう教員とそうでない教員がいます。不適切対応の原因が教員の強固な教育観・子ども観に基づくと思われる場合もあれば、教員の指導に関する知識や技能が不足していると思われる場合もあります。当然、個々の教員に創意工夫できる教育の自由は必要ですが、それらは、あくまで、子どもの権利を土台としたものでなければなりません。他の学級のことで口出ししにくい、ベテラン教員なので口出ししにくい、部活の顧問の指導には口出しできない、ということがしばしば見られますが、誰の、どんな指導方法に関しても「子どもの権利」に合致しているかどうかという視点から検討し合える学校組織文化を確立することが、とりわけ管理職に求められているのではないのでしょうか。

「生徒指導提要の改訂に関する意見書」の提出・発表

1年前の令和3年7月、私たちは令和2年度の活動報告書を作成しました。ご記憶のある方もいらっしゃるかもしれませんが、令和2年度活動報告では「相談から見てきた課題」として『品位を傷つける罰』と子どもの権利を取り上げました。「なごもっか」開所から令和2年度までに寄せられた相談に、教員等による不適切対応が多くあったためです。

その活動報告書を出したちょうどその頃、文部科学省が「生徒指導提要」の改訂に向け、有識者会議の初会合を開いたとの報道に接しました。生徒指導提要は、生徒指導を行うにあたって、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進められるようにするための「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」といわれるものです。

私たちは、教員等が子どもの品位を傷つける罰を行う背景には、子どもの権利に関する認識不足があると考えていたことから、生徒指導提要の改訂にあたっては、是非とも、子どもの権利条約の精神、原理が浸透するような内容にしてほしいと願いました。そして、このことは、子どもの権利条約第42条（「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。」）の要請でもあると考えました。

そこで、私たちは、令和3年9月3日、文部科学大臣と生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員に宛て意見書を提出するとともに、記者会見も行いました。

これは、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に定められた勧告・要請（条例第15条）によるものではありませんが、条例に謳われた「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」という子どもの権利擁護委員の設置目的（条例第1条）から、条例第3条第4号（子どもの権利に関する普及啓発活動）を根拠におこなったものです。

私たちの意見を皮切りにいくつかの意見書が提出され、私たちの意見書は、同年11月26日の第5回生徒指導提要の改訂に関する協力者会議で参考資料として配付されました。

（IX 資料編「生徒指導提要の改訂に関する意見書」参照）

<https://www.mext.go.jp/content/20211125-mxt_jidou02-000019037-005.pdf>

年度内の取りまとめを目指すとされていた生徒指導提要の改訂は、年度を超えても作業が続いており（令和4年5月末日時点）、新しい生徒指導提要が子どもの権利条約に則ったものとなることを願っています。私たちは、生徒指導の問題のみならず、学校が子どもたちにとって安心安全で成長発達が保障される場となるよう、引き続き活動していきます。

VI 広報・啓発活動

名古屋市子どもの権利擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

1 配付物を活用した広報活動

(1) 機関紙

子どもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○第5号 配付時期：令和3年5月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校に通う子ども、
保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者

○第6号 配付時期：令和4年1月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校に通う子ども、
保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを作成しました。

○配付時期：令和3年9月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等に通う子ども

○その他、市の関係機関や調剤薬局等において配布

(3) リーフレット

リーフレットを作成し、配布しています。学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、外国語版（英・中・タガログ）についても用意しています。

○配布場所：各区役所情報コーナー、民生子ども課、市の関係機関等

(4) 地下鉄中吊りポスター

○掲出場所：名古屋市営地下鉄車内

○掲出期間：令和4年3月11日から同月17日の7日間

(5) その他、マスコットキャラクター「なごもん」のパペット、指人形や各種グッズ

を作製し、広報・啓発活動に活用しています。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取り組みや相談方法など基本的な情報の他、最新情報や活動等を随時掲載しています。

<URL : <http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000123945.html>>



なごもっか



(2) テレビ・ラジオ

令和3年6月放送の市政広報テレビ番組「コアラが住む街なごや」（メーテレ）で「なごもっか」の取り組みについて紹介されました。

(3) 公式Twitter

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、2020（令和2）年5月に公式Twitterを開設、情報を発信しています。

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」
@NagomokkaNagoya



(4) 名古屋市公式YouTube「まるはっちゅ〜ぶ」

「なごもっか」の2020（令和2）年度の活動について報告するための動画を制作しました。主に中学生以上の方を対象とした「くわしい版」と、主に小学生以下の方を対象とした「かんたん版」があります。

また、あわせて「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』ってどんなところ？」の動画もご覧いただけます。

くわしい版<URL : <https://www.youtube.com/watch?v=rLgsrLmQ8s0I>>

かんたん版<URL : <https://www.youtube.com/watch?v=cV8UN2YinvQ>>

どんなところ？<URL : <https://www.youtube.com/watch?v=1IjIIn1cz6I>>

(5) 生涯学習課 e-（えー）ねっと＊なごや

教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で、インターネット講座「e-（えー）ねっと＊なごや」の「親学のススメ」内で講座「『子どもの権利』ってなんだろう？」の学習コンテンツ動画を作成しました。

<URL : <https://www.youtube.com/watch?v=J1KtIQ84gZs>>

3 講演等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に子どもの権利擁護委員が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取り組みも行いました。

【令和3年度における取り組み】

実施日	名称	対象者	従事委員
6月7日	トワイライト指導員研修	トワイライト運営指導者 子ども指導員	間宮委員
6月24日	東部児童相談所研修	市職員	谷口委員
6月25日	市・市社会的養育施設協議会 子どもの権利擁護研修	市職員 民間児童福祉施設職員 ファミリーホーム職員 里親	谷口委員
8月24日	学習サポーター研修（天白児童館）	学習支援事業の学習サポーター（学生等）	吉住委員

実施日	名称	対象者	従事委員
9月17日	昭和区小中学校教育振興会 学校事務部会	学校事務職員	粕田委員
9月27日	公立保育園長会研修	公立保育園長	間宮委員
10月9日	学校保健実習（名古屋医専）	学生	吉住委員
10月14日	放課後児童クラブ指導員等研修	留守家庭児童育成会指導員 児童館留守家庭児童クラブ指導員	間宮委員
10月22日	市立高校養護教諭研修会（オンライン開催）	養護教諭	谷口委員
11月15日	中村区子育て支援者研修	子育て支援者	谷口委員
12月6日	名北小学校5・6年生権利学習	子ども	間宮委員 谷口委員
12月13日	人権講演（同朋高校）	子ども	粕田委員
12月16日	人権講習（衆善会保育園）	保育所職員	藤井委員
1月11日	職員研修（松原幼稚園）	保育所職員	谷口委員
1月13日	昭和区主任児童委員連絡会「赤ちゃんの人権についての講習」	主任児童委員 等	吉住委員
2月1日	熱田生涯学習センター 市民向け講座	市民	間宮委員
2月7日	ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業 事業者研修会	委託事業者	吉住委員
2月8日	PTA活動研究大会	PTA役員等	間宮委員
3月15日	とだがわこどもランド 子育て支援講座	子育て中の方 子育て支援者	吉住委員
3月19日	子どもの居場所づくり事業 ワークショップ	子ども	間宮委員
3月25日	中央児童相談所 一時保護所での啓発活動	子ども	谷口委員



4 ワークショップ

「子どもの権利に関する理解促進の取り組み」の一環として、「なごや子どもの権利条例」に掲げる4つの子どもの権利について、子どもが自分たちの言葉で解説するための参画（ワークショップ）を実施しました。

(1) 日程

8月6日（金）、10日（火）、12日（木）の計3日

(2) ファシリテーター

名古屋市子どもの権利擁護委員

(3) 運営協力

名古屋市立大学の学生

(4) 参加者

小学5年生から高校3年生までの子ども11名（公募）



引き続きコロナ禍の状況ではありますが、「なごもっか」では子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動について、感染防止に充分留意しながら更に力を入れて進めていきます。

講師等のご依頼にあたっては、費用のご負担なく実施できますので、お気軽に「なごもっか」の事務局までお問い合わせください。大人向け、子ども向けのいずれでも結構です。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画室（分室） TEL:052-211-8071

5 児童相談所一時保護所での権利擁護活動

令和4年3月に名古屋市中心児童相談所一時保護所において、小学5年生から中学生・高校生等の子どもに『子どもの権利』ってなあに？』と題して子どもの権利を伝える普及啓発活動を行いました。一時保護所は、児童相談所において子どもの環境を含めた状況を把握するために一時的に子どもが生活をする場所です。保護さ



れた子どもの中には、虐待やその他の養育上の理由によって権利侵害の危機にあったり、権利が脅かされてきた人もいます。また、一時保護中は、家族や学校をはじめ外部との交流等、権利が制限されることもあります。

子どもの権利条約には、「できる限りその父母によって養育される権利」（第7条）や「その父母の意思に反して分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が（中略）

子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りではない」（第9条）とあります。他にも条約に照らし合わせると、制限されている権利があります。一方で条約では、締約国では父母等からの虐待や搾取等から「児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」（第19条）とあります。厳しい環境にあった子どもたちにとっては、一時保護所にいることで守られる権利も多くあります。なぜ、制限される権利があり、どのような権利が守られているのか、子ども自身には知る権利があります。

「なごもっか」では、子どもたちに「子どもが幸せになるためのやくそくごと」として、「なごや子どもの権利条例」を子どもたちに伝えました。「安心して安全に生きるけんり」、「一人ひとりが大事にされるけんり」、「のびのびとゆたかに育つけんり」、「自分のきもちでさんかするけんり」を子どもたちとともに具体的生活場面に置き換えて考えました。そして、「あなたやあなたのお友だちの『けんり』は大切にされていますか？」と問いかけました。「けんり」が守られていないと思ったら相談してください、と子どもたちに伝え、「なごもんレター」の紹介をしました。一時保護所退所時には、「なごもんレター」と「なごもっか」のパンフレットを児童相談所職員から渡してもらうよう依頼しています。引き続き、令和4年度も定期的に一時保護所の子どもへの権利の普及啓発活動を行っていく予定です。



※「なごもんレター」についてはP.54 参照

第5号(小学生版)



子ども権利フリーダイヤル **0120-874-994**

なごやしこ
名古屋子ども
の権利相談室

令和3年5月 第5号
小学館



なごもっか

子どもの権利を知っていますか？

大人が大切にされる権利をもっています。どんなに小さな子ども、じぶんのきもちがあり、それが大切にされることでも安心してしんをもちておおく
なていくことがあてです。子どもたちから大切にされる「子どもの権利」があるのです。



安全に安心して
生きることが
できる権利



一人ひとりが
大切にされる権利



のびのびと
遊べる権利



主体的に
決断する権利

「なごや」子どもの権利相談室の大切さ4つのこと

「なごもん」「なごっ」と一緒に写真がとれるよ！ (令和3年3月まで)

「つかいしん」 App (App Store/Google Play / TOCODAR) をひんきくすや、QRコード
をとおして、アプリをひんきくすや

② TOCODAR アプリに マークをひんきくすやをひんきくすや、からで
てくく (なごもん) 「なごっ」と一緒に写真をひんきくすや



～子どもの権利擁護委員(こどものけんりようごいん)からのメッセージ

子どものことは、アニアとアニアがひんきくすやされる
のがひんきくすやてひんきくすやをひんきくすやして
た、そんなことありまひんきくすや

和直委員 井藤さす

子どもの頃は「ひんきくすや」ひんきくすや、ひんきくすやのチンビ
ンでひんきくすやしてひんきくすやにランドセルをひんきくすや
れてひんきくすやに行ったことがありまひんきくすや(…)

前川委員 天学やひんきくすやをひんきくすやしてひんきくすや

子どもの頃は「ひんきくすや」ひんきくすや、ひんきくすやのチンビ
ンでひんきくすやしてひんきくすやにランドセルをひんきくすや
れてひんきくすやに行ったことがありまひんきくすや(…)

和直委員 井藤さす

子どもの頃は「ひんきくすや」ひんきくすや、ひんきくすやのチンビ
ンでひんきくすやしてひんきくすやにランドセルをひんきくすや
れてひんきくすやに行ったことがありまひんきくすや(…)

前川委員 天学やひんきくすやをひんきくすやしてひんきくすや

子どもの頃は「ひんきくすや」ひんきくすや、ひんきくすやのチンビ
ンでひんきくすやしてひんきくすやにランドセルをひんきくすや
れてひんきくすやに行ったことがありまひんきくすや(…)

和直委員 井藤さす

子どもの頃は「ひんきくすや」ひんきくすや、ひんきくすやのチンビ
ンでひんきくすやしてひんきくすやにランドセルをひんきくすや
れてひんきくすやに行ったことがありまひんきくすや(…)

前川委員 天学やひんきくすやをひんきくすやしてひんきくすや

こんな時はなごもっかへ相談してよう

- 嫌なことがある。
- お手伝いがたい。
- みんなと違うことはダメ？ など

お話を聴きます

電話で 会って 手紙で 7/24まで

電話番号、ファックス番号、郵便、相談時間は、右下の枠の中を見てね。

あなたの気持ちを一緒に考えます

あなたの気持ちを大切に お話を一緒に考えます。

調べ、協力する

あなたの気持ちを大切に、あなたのまわりの人に話を聞いて、協力をお願いします。

もっといい方法に直すように なごもっかが大人たちに意見を伝えます (動画・動画)

クロスワードパズル

□にはかながなをいれて単語を完成させよう。ひの文字を答えへてね。→<ヒント>人になさくすること
男児はなごもっかにTwitterに載ってます。見てね！

1. 4つの横の○
○○○○しをまるる横列。
2. 4つの横の○の
のののの○○○に青○をつ。
3. ○○を点す。
4. (黒)の位置は？

5. 3つの横の○
○○○○をまるる横列。
6. 4つの横の○
○○○○をまるる横列。
7. 4つの横の○
○○○○をまるる横列。
8. 4つの横の○
○○○○をまるる横列。

■「なごもっか」市公民ウェブサイト
なごもっか

■「なごもっか」公式Twitter
@NagomokkaNagoya

第5号(中学生・高校生・保護者版)

[illegible]

なごもく

こんな時はなごもくへ相談してみよう

- ・嫌なことがある。
- ・おんなと過ごすことはダメなの？ など

お話を聴きます

電話で 会って 手紙で 7/24まで

電話番号: 7-7471(留守)、7-7472(留守)、7-7473(留守)
右下の枠の中を見てください。

あなたの気持ちを一言に書きます

あなたの気持ちをいければ、なごもくから外の人(親・学校・その他)には、相談の役を伝えられます。

解決・権利の回復

- ・安心した。
- ・元氣になった。
- ・どうすればいいか、わかった。など

調査・調査

権利保護委員会が関与する人たちに話を聴いたり、協力をお願いいたします。

動画・要請

もっとよくするために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることができます。

クロスワードパズル

★にナゴモクパズルを完成させるとお礼が送れます。Qの答えを調べるとね。
●にナゴモくのお話や Twitter にも載ります。見てね？

＜ヒント＞ ●は、○○○にあります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

★「なごもく」市公式ウェブサイト
なごもく

★「なごもく」公式 Twitter
@NagomokuNagoya

令和4年2月 第1号
小学年度

なごもっか 子どもたちの権利相談室

なごもっか

名古屋市には、子どもたちがいつも笑顔でくらせるように、なごみ子どもの権利委員会があります。

子どもが持っている大切な4つの権利（なごみ子どもの権利条例例）

〔子ども相談ワークショップ〕（昨年4月開催）で、子どもが持っている大切な権利の説明や、小学生の子ども達に考えてもらいました。一部を紹介します。

① あんげんにあんしんして生きる

- ・ぼくらは けんこうが 守られてい。
- ・みんなに ききあてられ 尊重されてい。
- ・仲間ははずれを しなくていい。

② 自分のきもちでさんがする

- ・自分が思っていること、自分の考えを言うチャンス（クワガタ、漢、おこづかい）
- ・自分の考えを大人に聞いてもらったとき大切にしてください。

③ 一人の人が大切にされる

- ・自分の知れたくないことや自信をもっていることを大事にしてほしい。
- たとえば、電話番号、住所、メールアドレス、好きな人、自分の部屋は知られてくない。

④ のびのびとゆたかに育つ

- ・社会に出た時にこならねえ大切なこと。
- ・楽しそう、遊ぶ（ゲームなど）

なごみ子どもの権利委員ウェブサイト



令和2年度のなごもっかの活動報告書をつくりました！

こんな相談が多かったです

ほかの人とのこと
（前）もどちに無視される

こころやかだのこと
（前）学校に行きたくない

かぞへのこと
（前）お母さんが、ないごとをやめさせてくれな

かっこうの先生
（前）英子がいな

ほかの権利にも関係してるかも？

あんげんにあんしんして生きる権利



一人の人が大切にされる権利



のびのびとゆたかに育つ権利



自分のきもちでさんがする権利



もしかしたら、自分の権利が守られていないかも・・・と思ったら相談してね。
一緒に考えよう。

なごみ子どもの権利委員会

この冊子の発行にあたり、なごみ子どもの権利委員会では「意見」をうけとり、必要となる資料の提供について協力をお願いいたします。また、この冊子は、なごみ子どもの権利委員会が発行したものであり、その内容についてはお問い合わせください。



名古屋市の子どもたちの権利を
守るために

名古屋市の子ども権利相談室 なごもっか



令和4年3月 第6号
中学生・高校生・保護者向け
なごもっか活動報告書の
作成について

名古屋には、子どもたちがいつも笑顔でくらせるように、なごや子どもの権利条例があります。

子どもが持っている大切な4つの権利（なごや子どもの権利条例）

「子ども解放ワークショップ」（昨年8月開催）に参加した中学生が考えた活動報告の一部です。

① 安全に安心して生きる権利

- ・ 心配いらないようにしてほしい。
- ・ 安全で落ち着いて過ごせる場所がほしい。
- ・ 費やしたくない。→ 平等に扱ってほしい。
- ・ ことごとしく動いてほしい。

大人にはなごをわかってくれほしいし、守るように協力してほしい。

② 一人一人が尊重される権利

- ・ 一人一人が大切にされるために、自分たちの好きなこと、意見が聞き取れずに認められること、自分たちの知られたいくないこと、秘密が自分たちのイメージのために知られることを子どもの権利として守ってほしい。

③ のびのびと豊かに育つ権利

- ・ 大人の都合による差別や偏見、制限だけに影響を受けて、他人の権利を考えながら、自分の好きな事や、やりたいことを尊重される。
- ・ 満たしたいときがある。

④ 主体的に参加する権利

自分に影響のあることと自分に参加するため一人一人の年齢によって意見の自由が権利として守られている。

- ・ 思い通りに自分の意見が大人に伝えようとして、コミュニケーションが大人に作用してほしい。
- ・ 意見を大切にしてくれほしい。
- ・ 会話をしたいと一緒に考えたい。
- ・ 思いついたことを考えさせられたら手伝ってほしい。



なごや子どもの権利条例ウェブサイト

令和2年度のなごもっかの活動報告書をつくりました

（なごもっか）市公民ウェブサイト
活動報告書の動画もあります

昨年度はこんな相談が多かったです。



それぞれ関係する権利はどれだと思いますか？

なごもっか

① 対人関係

例）友達が無視するようになった。

② 心身の悩み

例）学校に行きたくない。

③ 家族関係

例）学校と聞いておきすぎると、休まさせてもらえない。

④ 教員との対応

例）後援指導や経路の指導が厳しい。先生が優しい。

はかの権利にも関係してるかも？

安全に安心して
生きる権利

一人一人が
尊重される権利

のびのびと豊かに
育つ権利

主体的に参加する
権利

もしかしら、自分の権利が守られていないかも・・・と思ったら相談してね。
一緒に考えよう。



この活動報告書には、名古屋市のホームページ「なごもっか」に掲載しています。
名古屋市の教育委員会が作成した活動報告書の作成ガイドラインに基づいて作成されています。
活動報告書の作成は、市内の各中学校で行われています。



(2) カード

なごもっか
名古屋市子どもの権利相談室

悩んだときは相談してね

たとえば…
●学校に行きたくないなあ
●ゆっくりする時間が欲しい
●このルール、おかしくない?
●みんなとちがうのはだめなの?

※秘密は守ります
●ご機嫌が悪い時がある
●仲間に入れない

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994** 無料

ファックスで 会って 手紙で も相談できます。

なごもっか
名古屋市子どもの権利相談室

子どもの権利を守る相談室だよ。
気軽に相談してね。「どうするといいか」を一応に考えよう。

18歳未満(高校生・中学生・小学生)は相談できます。

電話 **0120-874-994** (子ども専用フリーダイヤル 無料)
FAX **052-211-8072**
T461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994** 無料

会って 手紙で も相談できます。

月・火・金 午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
木 午前11時～午後8時(受付は午後7時30分まで)
土 午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
※祝日、年末年始を除きます

子どもの権利に関することなら大人も相談できます。
大人用電話番号 **052-211-8640**

公式Twitter @NagomokkaNagoya

(3) 地下鉄中吊りポスター

子どもの権利
名古屋市子どもの権利相談室
なごもっか

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994**

電話で 会って FAXで 手紙で も相談できます

月・火・金 11:00～18:30
木 11:00～19:30
土 11:00～16:30
※祝日・年末年始を除く

T461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
【地下鉄東山駅より徒歩約3分】

FAX **052-211-8072**
FAX **052-211-8072**
@NagomokkaNagoya

大人用電話番号 **052-211-8640**

子どもの権利
名古屋市子どもの権利相談室
なごもっか

子ども専用フリーダイヤル **0120-874-994**

電話で 会って FAXで 手紙で も相談できます

月・火・金 11:00～18:30
木 11:00～19:30
土 11:00～16:30
※祝日・年末年始を除く

T461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
【地下鉄東山駅より徒歩約3分】

FAX **052-211-8072**
FAX **052-211-8072**
@NagomokkaNagoya

大人用電話番号 **052-211-8640**

(4) リーフレット

①ふりがなあり版

子どもの権利とは?

どの子どもも生れながらに、生まれながらに持っている権利です。

どんなに小さいときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、あんなに楽しくて大人になつていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちには、

- ①「あんなに楽しくて生きる権利」。
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」。
- ③「のびのびとゆたかにそだつ権利」。
- ④「じぶんのきもちでさんかする権利」の4つの権利をちょうしに、さまざまな権利があります。

(なごもっかの権利条約)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようがいんがいます。「権利ようがいん」というのは、権利をまもる、といういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「子どもの最善の利益」(その子どもにとっていちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけんをいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをたいせつにして、かいつくめします。




なごもっか入口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

●電話で ☎052-211-8640
(受付時間: 午前9時～午後5時)

●FAXで ☎052-211-8072
(受付時間: 午前9時～午後5時)

〒461-0005
名古屋市中区東一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(空からオアシス21を渡って分かります。)

●会って、手紙で

相談できる曜日と時間

月・火・水	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
木	午前11時～午後8時 (受付は午後7時30分まで)
金	午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※祝日、年末年始を除きます



ひらがなあり版

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

二人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

はなしせきよ

「なごもっか」
公式Twitter @NagomokkaNagoya

「なごもっか」
「なごもっか」で検索

「なごもっか」はどんなことをするの?

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくない
- 仲間にいれない
- このルールおかしくない?
- こはんを食わせてもらえない時がある
- いじめで悩んでいる
- いやなこと言っちゃった
- 話をきいてくれない

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話、FAX、会って、手紙

子どもの権利に関する相談は、大人も相談できます。

一緒に考える

「どんなことができるかな?」「どうしてほしいかな?」「どうしたいかな?」

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます。

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利ようがいんが関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。元気が戻った。元気が戻った。

報告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

②ふりがななし版

子どもの権利とは？

人間は、大人だけのものではありません。すべての子どもは生まれるがために一人ひとりがけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。「なごもっか」では、

- 1 安全に安心して生きる権利
- 2 一人一人が尊重される権利
- 3 のびのびと豊かに育つ権利
- 4 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利保護委員会」に基づき、子どもの権利を守るための相談室です。なごもっかを運営する子どもの権利保護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。なごもっかは、みなさんが自分の意見を伝えるように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。



なごもっか入口 (6階です)



NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

児童相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994
●電話で 大人専用電話番号 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで 052-211-8072
〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
●会って、手紙で (東区からオアシス21を渡って3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)

※祝日・年末年始を除きます。



名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

「なごもっか」
公式Twitter @NagomokkaNagoya

「なごもっか」で検索

「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくない
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- 話を聞いてくれない
- ゆっくりする時間が欲しい
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- みんなと違うことはダメなの？
- 家のことで自分の時間がない
- 家にいたくない
- 体罰された
- 嫌なこと言っちゃった
- 部活に行くのがつらい
- いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。



相談する

電話 FAX 会って 手紙

子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます。

「どんなことができてかな？」
「どうしてほしくないかな？」
「どうしたいかな？」

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利保護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告 要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。
安心した。
元気がなった。
権利の回復

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

VII シンポジウム・研修・会議

1 シンポジウム

令和3年度は、平成14年度から毎年度開催されていた『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム』が、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりましたが、自治体等の関係者を対象とした「子どもの権利条約総合研究所研究会（非公開）」（オンライン）に参加しました。

2 子ども応援委員会主任と子どもの権利擁護委員の懇談会

関係機関との連携を密にするため、子ども応援委員会の主任と意見交換を行いました。

3 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。（内容に応じ、子どもの権利擁護委員や本市職員等も随時参加）

（1）外部講師による研修（敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの）

日程	講師（所属等）	内容
7/28	西田 久代（旭の森助産院）	子どもの性について～相談場面での対応～
3/15	杉岡 正典（名古屋大学 心の発達支援研究実践センター）	ゲートキーパー研修～昨今の若者のこころの問題とその支援～※

※健康福祉局所管「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を利用

（2）子どもの権利擁護委員による研修

子どもの権利擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、スキルアップのための研修を随時実施しました。

4 会議

ケース検討会議 毎週水曜日開催

なごもっか けんりそうだんしつ 子どもの権利相談室はこんなところ！

相談できる曜日と時間
月・火・金 11:00～19:00
木 11:00～20:00
土 11:00～17:00
(受付は終了30分前まで)
※令和4年5月31日時点



なごもっか 出入口

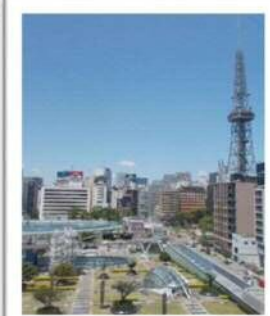


NHK名古屋放送センタービル6階にあります。

入りぐち たいおんそくてい しょうどく
入口で体温測定と消毒の
ご協力をお願いします！

えほん
絵本やマンガ、
子どもの権利の本やカード、
オセロや将棋、ブロック、
おりがみなどがあるよ。

大きな
ホワイトボードが登場
字や絵を書きながら
相談できるよ。



窓から、オアシス 21 と
テレビ塔が見えるよ。

子どもの専用フリーダイヤル
0120-874-994

電話だけでなく、会って話もできるよ。

名前や学校名は言わなくてもいいよ。

めんだんしつ
面談室 1



じょうほう
情報コーナー

カウンター

プレイコーナー

ほん
本



ここに
相談員がいます。

でんわ
電話、ファックス、手紙、
あ 会って、いろいろな
ほうほう 方法で相談できます。
「なごもんレター」も
できました！
れんらく 連絡待っています。

めんだんしつ
面談室 2

ひろ
広いから、
とも お友だちと一緒に
来ても
お話を聞けるよ。



うえ 写真
上の写真は、なごもっかに
来てくれたみんなが作って
くれた作品です。

あなたの味方だよ！

うまく話せなくてもいいよ!!
あなたの声を聞かせて。
ゆっくりお話を聞きます。

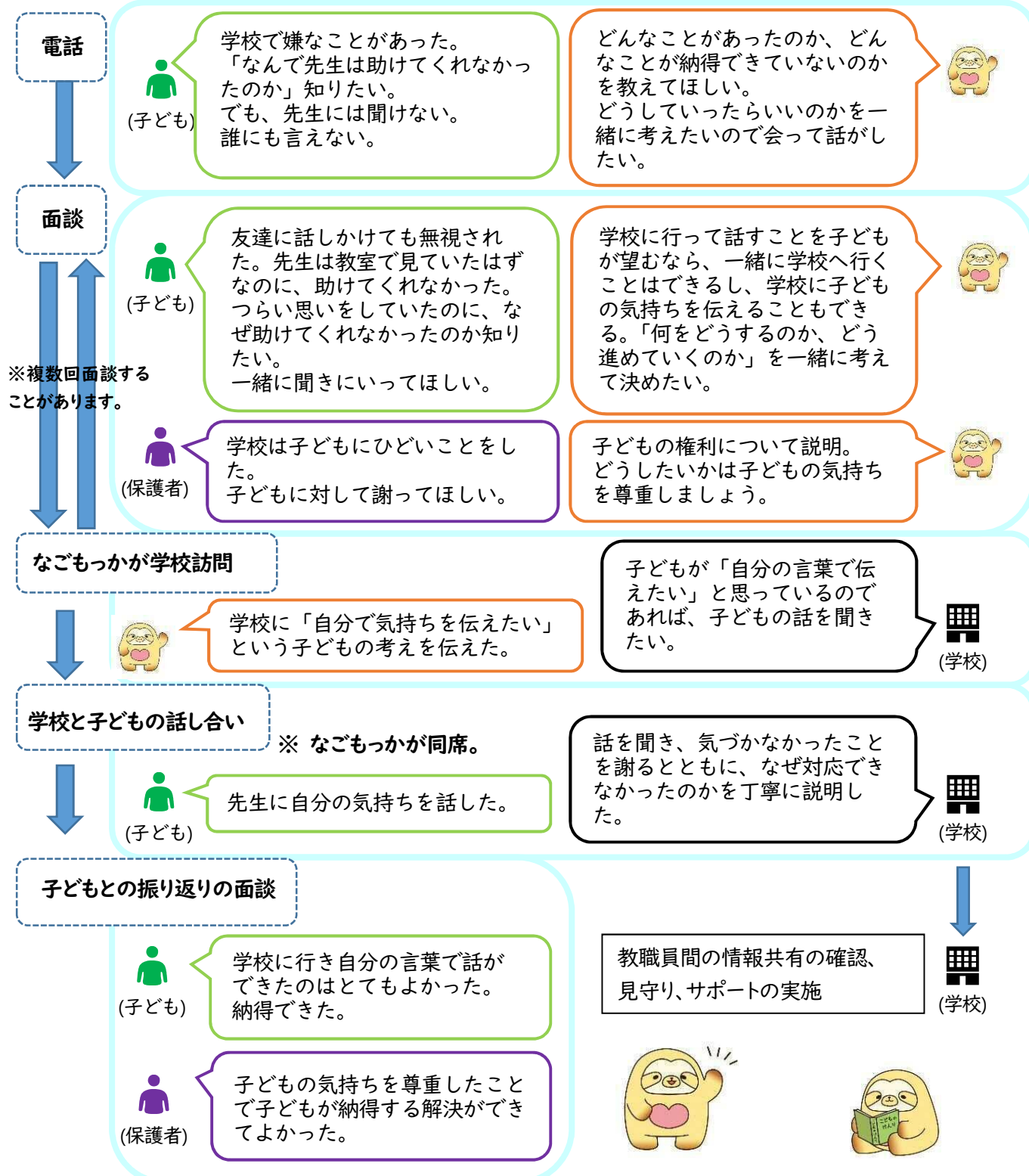
「秘密は守ります！」
お話してくれたことは、先生にも
おうちの人にも勝手に話したりしないよ。

どうしたいかな？ どうなったらいいかな？
あなたの気持ち聞いて、あなたにとっていいことは何かを
一緒に考えます。お話するだけでもいいよ。

なごもっかへの相談例①（中高生） ※実際の相談について記載したものではありません。

○ 意見表明をして学校が対応してくれた

 : なごもっか相談員



大人に何を伝えたいか、伝えた後どうなったら安心できるかを子どもと話し、子どもの解決のイメージを共有し、どうすればそれが実現できるか一緒に考えました。
 子どもの希望に添って、話し合いの場について学校と調整しました。

【関係する権利】

安全に安心して生きる権利	権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。
一人一人が尊重される権利	信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
のびのびと豊かに育つ権利	学ぶこと。様々な人とふれあうこと。
主体的に参加する権利	意見を表明する機会が与えられること。自分の意見が尊重されること。

なごもっかへの相談例②（中高生） ※実際の相談について記載したものではありません。

○ 仲間を作って行動できた

☎：相談者

🧡：なごもっか相談員



地域のスポーツチームで髪型のルールが納得できない。「長髪はダメ」って言われる。コーチは長い髪型をしているので聞いてみたら「大人だから」って言われた。なんで大人はいいのに自分たちはいけないのかわからない。

ルールの理由をわかるように説明してもらうことも大切な権利だよ。チームの中に相談できる大人はいるかな？



監督にはなかなか言い出せない。言ってもどうせ聞いてもらえない。

自分たちに関わるルールだから意見を聞いてもらうのは当たり前のことだよ。一人で言うのは勇気がいるよね。同じ思っている仲間と意見を言っていくことはできそうかな。



先輩には言ったことあるけど、「しょうがない」って言ってた。

大人へどう働きかけるのか、チームの仲間と一緒に考えていけたら素晴らしいと思うし、なごもっかが皆さんと一緒に考えていくこともできるよ。



なるほど、大人に「言ってもいい」ってわかったから、これをきっかけにして、チームの仲間と一緒に考えてくれる人を探してみます。

（数週間後）



友だちに話してみたら、同じ気持ちだってわかった。「どうやって監督に言うか」を一緒に考えて動いていけると思う。先輩にも相談してみようと思う。また何か困ったら、なごもっかに相談します。

【関係する主な権利】

・安全に安心して生きる権利 ・一人一人が尊重される権利 ・主体的に参加する権利

なごもっか にできること

<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、だれでも「申立て」をすることができます。「申立て」があったら、権利擁護委員が調査し、必要であれば調整をします。

※「申立て」がなくても相談にかかわる情報収集等の調整活動を行うことができます。

<発意>

相談や申立てがなくても、子どもの権利侵害があると思われる場合に、権利擁護委員の意思で調査や調整をします。

これを「発意」といいます。

<勧告・要請>

調査や調整の結果、権利侵害があれば、権利を回復するために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めます。

なごもっかへの相談例③（小学生）

※実際の相談について記載したものではありません。

○ 友だちと仲直りしたい

☎ : 相談者



: なごもっか相談員



友だちとけんかした。また一緒に遊びたいけど、どうしたらいい？

また一緒に遊びたいんだね。どうしたらいいかな？



謝った方がいいけど、なんか言いにくいし…。

自分から言うのは勇気がいるよね。

どうしたら友だちはお話聞いてくれそうかな？



前にけんかした時は自分から謝ったんだけど…。

前は自分から謝ったんだね。よくがんばったね。



うーん、やっぱり明日、自分から話しかけてみようかな。

★数日後、「勇気を出して友だちに謝った。今は困っていない」と相談者から電話がありました。

【関係する主な権利】

- ・一人一人が尊重される権利
- ・のびのびと豊かに育つ権利

○ 先生に誤解されて嫌だった



先生に、自分のやっていないことを「やった」と言われて嫌な気持ちになった。

そうなんだね。嫌な気持ちになったんだね。先生になにか言えたの？



圧倒されてなにも言えなかった。言うといけい悪く思われそうなので、言えない。

いけい悪く思われそうで言えなかったんだね。やっていないことで叱られたから？



なんかモヤモヤしちゃって。

その気持ちを聞いてもらえる権利があるんだよ。先生に言ってもいいんだよ。



今は言えないから、ここで聞いてもらっただけでいい。

また、話したくなったら電話してね。いつでもお話は聞くよ。



話を聞いてもらって、話せてよかった。すっきりした。

【関係する主な権利】

- ・一人一人が尊重される権利
- ・主体的に参加する権利

◆ 他にもこんな相談がありました

- ・SNSで仲間はずれにされた。悪口を言われている。
- ・学校生活でLGBTQへの配慮がない。
- ・なんだかやる気が出ない。がんばれなくなった。
- ・勉強する意味がわからない。
- ・学校を休みたいけど、親が休ませてくれない。
- ・習い事が忙しすぎてゆっくりできない。
- ・家にいても落ち着かない。家にいたくない。
- ・友だちに仲間はずれにされる。

相談してくれたみんなの声①

また、お話したいです。



話すことが、まとまっていなくてもいいよ。

聞いてもらうだけでいいんです。

また、「いやだな」って思ったら電話します。

話したら、ちょっと楽になった。なんだか、学校に行けそうな気持ちになってきた。

結構、すっきりしました。
ほとんど言えたけど、あとはまた今度。
今日はいいです。

話したいことを話してね。



ちょっと言いたいことがあって、相談したらいいことっていうか、なんかあるかなと思って。

なんか、もやもやしてて…。

どうしたらいいか悩んでいた時に、学校でチラシ（機関紙）をもらったから架けてみた。

お話すると、もやもやが少しは、はっきりするかも…？

大人と意見が違った時に、子どもの意見を言うことができない。「言っちゃいけない」と感じる。それがキツイ。



ずっとどこかに電話しようと思っていたけど、ずっとできずにいた。話すのは初めてです。

直接言おうと思ったけど、関係が悪くなる気がして、言いにくい。

ずっと、一人で抱えているのは苦しかった。このことを誰かに知っていてほしかった。

あなたが秘密にしたいことは誰にも言わないよ。



あなたの気持ちを一番に聞くよ。



調査相談員ってどんな人？

相談してくれた人の話を最初に聞くのが調査相談員です。

相談者が「何に困っているのか」「どうなってほしいのか？」「どうしたいのか？」などを聞いて、「どうしたらいいか」を一緒に考えます。

子どもの「意見表明権」※1を大切に、相談者の秘密を守り、話したくないことを無理に聞くことはしません。相談したいことが決まっていなかったり、まとまっていなくても、うまく話せなくても大丈夫です。

子どもの権利侵害に関する「申立て」※2があったり、学校などと調整活動をしたりするときには、事前に権利擁護委員が相談者と面談してお話を聞いたうえで行います。

※1 「子どもの権利条約」第12条に定められている、自分の意見を自由に表す権利。

※2 P.50「なごもっかにできること」の「申立てによる調査・調整」参照。

相談してくれたみんなの声②

★「学校で学ぶ権利」について相談してくれた中学生が、なごもっかへお手紙を書いてくれました。
みなさんも、権利について「あれっ」と思う疑問や意見があったら教えてくださいね。



先日は、フィードバックの場を設けて下さってありがとうございました。

なごもっかは、もっと良くしていく為に他の機関に対しての対応や制度の改善をしてくれるとパンフレットを見て知りました。最初から私は、ただ話を聞いて欲しくて電話をしたわけではありませんでした。（話を聞いてもらうだけだったら、スクールカウンセラーさんや、別の電話相談でもできるので。）

だから、正直最初の電話の時は、がっかりしました。

- 私の学校の先生が休んでいて自習が続いていることや、それがいつまで続くのか分からないこと。
- 空いている先生達みんなが、自習のクラスの監督に入ってくれているのも大変そうで、今いる先生達もどんどん倒れて休んでしまうのではないかと不安。
- そもそも、体調不良で休んでいるはずの先生が自習用の課題を作っているのも、先生がきちんと休めていないってことじゃないのか？

↑これを、私が学校（校長先生？）に伝えたところで、どうにかなるなら、とっくに自分でやっていたと思うし、わざわざ、なごもっかに電話することもしてないと思います。母に、学校や教育委員会に何かを言ってもらったところで、（今いる先生達は目の前で頑張ってくれているのがよくわかるのに）ただ文句を言っているクレマーみたいにしかならないので、とにかく私は、この状況が子どもの権利にかかわる事かを知りたかったです。

そして、これが子どもの権利に関わるのなら、この状況を何とかして欲しいと伝えたかったし、この権利が守られるように助けて欲しいと伝えたかったから、自分の状況を紙にまとめて資料を持ってなごもっかに行きました。

先生が休んでいる理由は個人情報になることは大体分かるので、先生達が教えてくれないのは仕方がないと思います。でも、大好きな先生が体調不良で休んでいて、2週間ごとに休む期間が延びるプリントを学校は何度もくれるだけで、自習はいつまで続くのかも分からない。体調不良で休んでいるはずなのに自習の課題を作っていたら先生の体は休めているかも知れない。

そして、自習が続くことで他の学校の子達が教えてもらっているはずの勉強が私達は教えてもらっていないんだから、教えてくれる代わりに先生がきてもいいはずなのになぜ来ない？ 自分に関係のあることははずなのに何も分からなくて、なんでだろう。と思っていました。

フィードバックの時に擁護委員さんから学校や先生たちを派遣する機関とかから聞いたことを話してもらったけど、結局、大人の都合をこっち（子どもの私）が理解して納得するしかないってことだと思いました。

子どもっぽいかもしれませんが、中学生にだって中学生なりの事情や都合があります。だから私は子どもの権利である意思表示をしました。だけど、きちんと大人の事情や都合も内容を説明してくれたら少しは理解できます。（事情が分かって本当にホッとしました!）

→ 次のページに続く

でも、大体が大人は子どもの事情や都合は分かろうとしてくれない。悔しいけれど、自分で解決する力が私にはないんです。だから、私はなごもっかに相談しました。その後、1年生が終わる残り1ヶ月で、代わりの先生が来てくれたので、これで先生は安心して休めるようになって、早く復帰できるかも!と希望がもてましたし、何よりも、なごもっかが、子どもの権利を守ろうとしてくれる信頼できる場だと直感的に感じて行動できたことがよかったです。

私達子どもが何かできるなんて、ほとんどの子どもは思っていません。親に反抗したところでケンカになるか、学校で反抗したところでいい事なんてあるわけないと少なからず私は思っていました。だから、子どもの権利を国語の授業でやって、さらにそのタイミングでなごもっかのプリントをもらった時は、今の状況が権利を侵されていることになるなら、味方になってくれるはず!相談して何かが変わるなら話をしなきゃ!と強く思いました。

中学生の私には、信頼できる場所や安心して相談できる場所は、無いと思っていました。学校のカウンセラーさんに相談するのも、自分から話をするのは何を話していいかわからないのが普通だと思います。

なごもっかが「名古屋市はきちんと権利が条例で守られているんだよ。それを守るために助けるからね。」と信頼できるところだということが学校から配られたプリントで知れたことは、強い武器を手に入れたみたいでした。権利条約は、子どもを守るための物だと思います。だからこそ、力のある、公平性のある大人達や機関が判断して権利を守ってくれる世の中にして欲しいです。

なごもっかの相談員さん、擁護委員さん、私に意思表示をさせてくれてありがとうございました。私の意思表示を聞いて、色々な関係機関に話を聞いてくれてありがとうございました。そして、私の思っていること、考えたことを受け止めてくれてありがとうございました。相談した後は、すぐに解決して欲しい!すぐに教えて欲しい!という私でした。でも、擁護委員さんから、調査状況を聞いて「時間のかかる問題」「私たちも大きな宿題をもらいました。」と言われて、擁護委員さん相談員さん達が、ちゃんと動いてくれているということが私には伝わりました。

本当にありがとうございます。

私のほかにも、困っている子や苦しんでいる子は、きっといると思います。それを、この条約で守って下さい。権利があっても、守るための条約(武器)がないと、私達は「仕方がない」であきらめてしまいます。力があって、正しい判断や決定ができる人達(大人)や機関が動いて下さい。私は権利を守るための条約があっても、正しく使うための力がありません。私は早く、大人になって自分で解決できるようになりたいです。

「なごもんレター」ができました!

なごもっかにお手紙で相談しやすいように「なごもんレター」を作ったよ。相談したいことを書いて、折って、のりづけして、郵便ポストに入れるだけ。切手はいらないよ。これでなごもっかに届きます。

◆これから、みなさんが手に入れやすい場所に、なごもんレターを置けるようにしていきたいと思います!



ポストへ
ポン!!

IX 資料編

〇なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第 14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第 16 条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第 17 条 市は、前 3 条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第 18 条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第 19 条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第 19 条の 2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第 20 条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子ども

に関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

（実施状況等の公表等）

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

（拠点施設）

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

（なごや子ども・子育て支援協議会）

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年規則第 117 号で平成 20 年 9 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
 - (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 60 号）第 2 条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号）第 2 条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号）第 2 条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年名古屋市条例第 8 号）第 3 条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 57 号）第 2 条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 59 号）第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成 31 年 3 月 27 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員は、第 1 条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4 条 委員の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5 条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6 条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令 4 条例 17・一部改正)

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、

調査を行わなければならない。

- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を

付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

- 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。
- 3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。
- 4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

- 2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
(令和元年規則第 25 号で第 1 条から第 9 条まで及び第 20 条の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行)
(令和 2 年規則第 1 号で第 10 条から第 19 条まで及び附則第 2 項の規定は、令和 2 年 1 月 14 日から施行)
(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和 4 年条例第 17 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和 2年 1月10日
名古屋市規則第 2号

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第 2条 条例第12条第 1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第 3条 委員は、条例第13条第 4項又は第 5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第 2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第 4条 条例第15条第 1項の規定による勧告は勧告書（第 3号様式）により、条例第17条第 2項の規定による再勧告は再勧告書（第 4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第 2項の規定による要請は要請書（第 5号様式）により、条例第17条第 3項の規定による再要請は再要請書（第 6号様式）により行うものとする。

(公表)

第 5条 条例第18条第 1項又は第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

附 則

この規則は、令和 2年 1月14日から施行する。

第 1号様式 (第 2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書 (宛先) 名古屋子ども権利擁護委員 申立人 住所 氏名 電話番号 名古屋子ども権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。		年 月 日
住所 氏名 生年月日 申立人との関係 侵害を受けたとされる者		
住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 侵害をしたとされる者		
事案の概要		
申立ての内容		
その他参考となる事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式 (第 3条関係)

調査実施通知書 住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 名古屋子ども権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。		年 月 日
申立ての概要		
調査の内容		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式 (第 4条関係)

第 号 年 月 日 勸告書 所在地 名称 代表者氏名 名古屋市子どもの権利擁護委員 印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 1項の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式 (第 4条関係)

第 号 年 月 日 再勧告書 所在地 名称 代表者氏名 名古屋市子どもの権利擁護委員 印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 2項の規定により、次のとおり再勧告します。	
再勧告の内容	
再勧告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式 (第 4条関係)

要請書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 2項の規定により、次のとおり要請します。		第 号 年 月 日
要請の内容		
要請の理由		

注 条例第18条第 1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6号様式 (第 4条関係)

再要請書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 3項の規定により、次のとおり再要請します。		第 号 年 月 日
再要請の内容		
再要請の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

令和3年9月3日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 委員 各位

生徒指導提要の改訂に関する意見書

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員	間宮 静香
代表委員代理	藤井 啓之
	粕田 陽子
	谷口 由希子
	吉住 隆弘

1 意見の趣旨

生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容としてください。

2 意見の理由

文部科学省は、令和3年6月2日付で生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の設置を決定し、令和3年度内の改定案の取りまとめを目指しています。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことをいうとされ（生徒指導提要平成22年3月版）、生徒指導提要は「生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの」です（文部科学省ホームページ）。そのため、全国の多くの子どもたちが生徒指導提要に基づく生徒指導を受けており、名古屋市に在住、在学している子どもたちも例外ではありません。

しかしながら、私たち名古屋市子どもの権利擁護委員は、多くの子どもたちから学校で直面した困難について相談を受けています。その背景には、子どもの権利についての認識が不十分な学校の対応があると窺われる事案も多くあるところ、それは基本書たる生徒指導提要に子どもの権利に関する記載が欠けていることが大きな原因の一つであると思わざるを得ません。すなわち、現行の生徒指導提要には、児童生徒理解と信頼関係に基づく指導が必要と繰り返され、

生徒指導の技術的な記述は多くあるものの、その大前提である子どもの権利についての記述が一切なく、教員が生徒指導にあたり子どもの権利を尊重する意識を持てずにいるという大きな問題があります。

そして、この度の生徒指導提要改訂の動機の一つとされたいじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数の増加傾向等深刻化している課題についても、子どもの権利を尊重する意識抜きには対応できないことは言うまでもありません。

そこで、私たちは、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、生徒指導提要の改訂にあたり考慮してほしいことを意見としてお伝えすることになりました（名古屋市子どもの権利擁護委員条例第1条、第3条（4））。

子どもの権利条約は1989年（平成元年）に採択され、日本は1990年（平成2年）に署名し、1994年（平成6年）に批准しました。文部事務次官は批准した1994年5月20日付で『『児童の権利に関する条約』について（通知）』を出しました（文初高第149号）。同通知は、「学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的な人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。」としながらも、他方で、「本条約第12条から第16条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。」「本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと」などとしたため、批准から27年以上を経ても、学校教育においてはせっかく批准した子どもの権利条約の精神、原理が浸透してきませんでした。

しかし、2016年（平成28年）には児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であり、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないとされ、子どもの権利条約に基づくこの原理は、すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない、とされました（同法1～3条）。つまり、学校教育においても、子どもの権利条約に基づくこの原理を尊重しなければならないことが明白になったのです。そして、同年に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律には、子どもの権利条約の精神に則ることが明記されました。

現行の生徒指導提要が指摘するように、教育や生徒指導は、大人が主語で子どもが目的語になる形で用いられることがほとんどですが、教育の目的は、子どもの人格、才能、精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させることや、人権及び基本的自由の尊重等を発展させるこ

となど（条約 29 条 1 項）にあるのであり、教育は、子どもが成長発達の主体であり、子どもの権利の享有主体であることを抜きには成り立ちません。

また、子どもを独立の人格、人権の主体として考えられない場合、子どもの意思を尊重せずに「大人が考えた、子どものためによいこと」を行おうとするので、子どもの権利侵害が起きやすくなり、子どもにとっては非常に息苦しい環境になります。これは、学校についても当てはまり、いじめや暴力行為、不登校、児童生徒の自殺者数の増加傾向等とは無関係ではありません。

したがって、学校における規律は児童の人間の尊厳に適合する方法で、子どもの権利条約に従って運用されなければならないのです（条約 28 条 2 項）。

そして、教員は、子どもの権利を擁護する立場でありながら、ときに子どもの権利を制限する権威性を持つことを自覚して生徒指導に取り組まなければならない、そのためには、子どもの権利に関する知識を持つことが不可欠です。つまり、教育の目的を効果的に達成するためには子どもの権利条約で謳われる子どもの権利保障とその原則を促進するような研修を教員らに対して行うことが必要であり、学校で用いられる教育方法が子どもの権利条約の精神を反映したものであることも重要です。

国連子どもの権利委員会の「日本の第 4 回・第 5 回統合定期報告書に関する総括所見」においても、日本では、最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利が教育において適切に解釈されていないこと、行政機関が子どもに関連するすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないこと、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことが指摘されています。

そして、日本に対し、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保することや、学校においてもあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進することを要請するとともに、ストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化することを勧告しています。

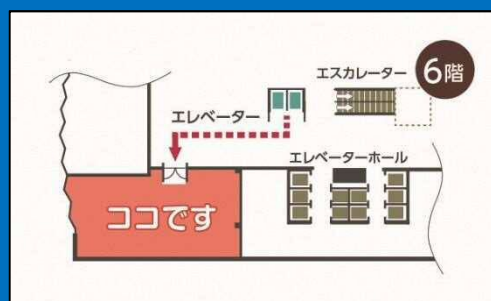
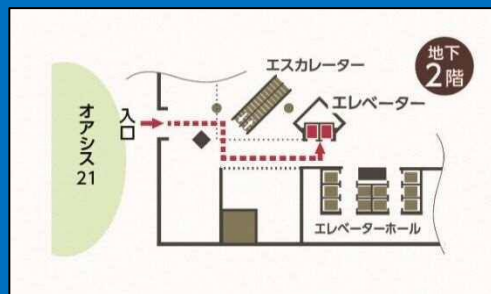
以上から、学校教育において生徒指導を行うにあたっては、子どもを権利の主体と認め、年齢及び発達程度に応じて子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して行うこととされるよう、生徒指導提要の改訂にあたっては、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達程度に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容とすることを求めます。

以上

【アクセス】

地下鉄東山線・名城線「栄」駅 } 徒歩 3 分
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス 21 を通り、NHK 名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで 6 階へおあがりください。



2021（令和 3）年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書

発 行：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住 所：〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号

NHK 名古屋放送センタービル 6 階

電 話：052-211-8071（事務局） F A X：052-211-8072

相談専用電話

子ども専用フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 7 4 - 9 9 4

大人用電話番号 0 5 2 - 2 1 1 - 8 6 4 0

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○ウェブサイト



○公式ツイッター

@NagomokkaNagoya





この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。